

第397回南国市議会定例会会議録

第2日 平成29年9月12日 火曜日

出席議員

1番 神崎隆代	2番 植田豊
3番 浜田憲雄	4番 山中良成
5番 岩松永治	6番 西川潔
7番 土居恒夫	8番 高木正平
9番 有沢芳郎	10番 中山研心
11番 前田学浩	12番 村田敦子
13番 岡崎純男	14番 小笠原治幸
15番 野村新作	16番 浜田和子
17番 浜田勉	18番 土居篤男
19番 福田佐和子	20番 西岡照夫
21番 今西忠良	

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 吉川宏幸
参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 西山明彦	参事兼財政課長 渡部靖
企画課長 松木和哉	情報政策課長 原康司
危機管理課長 中島章	税務課長 山田恭輔
市民課長 崎山雅子	子育て支援課長 田内理香
長寿支援課長 島本佳枝	保健福祉センター 所長 島崎哲
環境課長 谷合成章	農林水産課長 村田功
商工観光課長 長野洋高	建設課長 西川博由
地籍調査課長 古田修章	都市整備課長 若枝実
上下水道局長 橋詰徳幸	会計管理者兼 参事兼会計課長 橋田裕子

福祉事務所長	岩原富美	教育長	大野吉彦
教育次長兼 学校教育課長	竹内信人	生涯学習課長	中村俊一
監査委員 事務局長	細川千秋	農業委員会 事務局長	土橋愛
消防長	小松和英		

＊

議会事務局職員出席者

事務局長	秋田節夫	次長	公文知子
書記	門脇智哉		

＊

議事日程

平成29年9月12日 火曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（西岡照夫） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

＊

一般質問

○議長（西岡照夫） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。18番土居篤男議員。

〔18番 土居篤男発言席〕

○18番（土居篤男） おはようございます。

久しぶりにくじを引きましたところ、欲を持たずに臨んだところが1番を引きて、これが宝くじであったら非常によかったなと思いました。質問の内容も総括質問と一問一答形式、市長も初めての答弁に立つわけですが、何もかも初めてづくめで少し緊張しております。

私が今議会に通告してありますのは、1つは市長の政治姿勢、2番と3番が同じお年寄り対

策の意味で通告してありますが、緊急時避難放送、ひとり暮らし高齢者の在宅確認について、高齢者の健康づくりについて。既存宅地の税について、固定資産税の問題です。中学生自死問題について、中学校銃剣道についてであります。

以下、質問を行いますのでよろしく願いをいたします。

今、世界では私の目から見て全く括弧つきの変な状況が起こっております。まるでガキ大将の気張り合いのように映ります。ガキ大将なら棒切れで済んで笑って済ませますが、大人の世界ですから、核兵器を振りかざしていますから、非常に危険きわまりないと思っております。また、それに我が国の主導者もその尻馬に乗ってけしかけているわけですから、おさまるものもおさまらないという状況になっております。むしろ我が国を危険の中に引きずり込みかねません。

国内でも、ことしの夏は暑かったせいかわかりませんが、冷たい森そば、加計そばの話で沸き立ちました。教育勅語を子供に暗唱させているとか、非常にいい学校だというふうな声も聞こえましたが、そういう点でいろいろ話題になりましたが、今では教育勅語を暗唱させていた学校の責任者が詐欺事件の被告になってとらわれの身となっております。とんだ教育勅語ではないでしょうか。

また、加計学園でも、言った言わんでもめておりますが、前川元文科省事務次官だけが誰に気兼ねもなく真実を語っているように見えます。先日も高知新聞に彼の行動の全体像がうかがえる報道がありました。彼がクラブに出入りしているというふうには、私も多少は助平の印象を持っているんだなど、私に似てるなということも思いましたが。いやそれは彼の場合はもっと目的が違いまして、若い女性が苦勞している、子育てをしている、そういう働いて声を聞きたい、いうことでクラブに行っていたようであります。高新にそう書かれておりました。私のように助平心で行っていなかったことがわかりました。

また、日本の経済は世界に誇る経済であるというふうを意識しておりましたが、不覚であったいうふうにも気づかされました。一つは天下の大企業である東芝、これが株式上、話題にもなり、企業が安全に発展できるかどうか大きく揺れ動いております。昭和30年代には、よもや東芝があんな状態になるとは予想もしておりませんでした。昭和37年に私は高校を卒業して就職しておりますが、賃金は上がって当たり前、企業はどんどん成長して当たり前というふうに思っておりました。そして、最近では日本は世界の一流国であるというふうにも思っておりました。ところが、テレビで国連の機関でしょうか、日本の子供の貧困率が上がっているというふうにきつい顔して警告されておりました。そんな状況になっちゅうがかというふうには、日本が

そういう位置にまで落ち込んだのか、いうふうに気づかされたわけでございます。このような状況にしてきたのは、一言で言うならば、今の財界の利益第一主義、それに応えてきた政治の行き着く先であろうと思います。言いかえると、日本は選挙で政治家を選び、政治家が政治をつかさどる、曲がりなりにも民主主義の国ですから、その責任は政治家を選び出した国民一人一人にあるとも思います。

そこで、お尋ねをいたしますが、橋詰前市長の辞任は大変唐突でありました。しかし、健康上の理由であればやむを得ないというふうに私も判断をいたしました。浜田市長以来、職員出身者が続いております。県内の自治体でもそうした傾向にあります。かつてのように中央官僚を招いたり、県の幹部を引っ張ってきたりはしなくてもよくなったと思います。市の職員経験者であれば、市の行政の問題点が見えるという利点もあると思います。そして、財政状況もそこに改善をされており、南海地震を想定した諸施策も実施しつつあります。今後の市政の課題をどうやって進めていくか、所信表明演説でも言われましたので、余り問う意味がありませんけれども、改めて聞きたいと思います。橋詰市政は決断と実行を掲げて、そして浜田市長の残した言葉で、どうせやるなら早くやらないかんことなら早く実行せよ、こういうことに基づいて決断と実行、素早くやらなければならない仕事はやってきた、いうふうに思います。

平山市長は、今後市政に臨んで、どのような姿勢で臨むのかお尋ねをいたします。

そして、憲法とのかかわりでどのように生かしていくのか、お聞きをしたいと思います。御承知のとおり、憲法施行後満70年を超えました。主権は天皇にあるという明治欽定憲法から、国民に主権があると明記をされました。明治憲法ができたときに、土佐の先達中江兆民は、憲法の中身を知るにつけ、やちもないと失望しております。明治維新後、ヨーロッパで国民に主権があることを学んできております。明治憲法ができる20年前は江戸時代である。わずか20年後に、主権は国民にありという原理を理解していたとは驚きであります。その後、兆民の塾で学んだ植木枝盛は、主権は国民にありという日本国憲案を記しましたが、昭和21年11月3日まで日の目を見なかった。押しつけ憲法論もありますが、マッカーサーから鈴木安蔵に憲法案を示すよう指示され提出したのが、植木がつくっていたものを土台にしたものであります。押しつけ憲法論を言う方は、よくアメリカにいま尻尾を振ってすり寄っておりますが、どういう気でしょう。

今の憲法は土佐の大先輩がつくったものである。土佐人はそのように誇りを持っていてもいいのではないのでしょうか。戦後70年にわたって他国の人民を殺すことはありませんでした。このことも、この憲法のなせるわざであると思います。この間、世界は紛争の火が消えることは

ありませんでした。世界から戦争をなくすためには、日本国憲法を世界に広めることが大事であると、このような声を聞いたこともございます。また、唯一の被爆国である日本の被爆者を中心とした人々の粘り強い運動によって、国連総会において、核兵器使用は犯罪であり、核兵器は廃絶するという決議が圧倒的多数の国の賛成で決議をされました。核兵器をなくすために大きな前進となりました。世界の良心は、人類の良心は健全であり、希望を見出すことができます。そこで、南国市政に臨んでは、私は住民が主人公と位置づけて臨んできました。憲法で言えば第25条。25条だけではありませんが、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、こういうことを物差しにして、市政に臨んできたつもりでございます。また、南国市は非核、平和を宣言しており、憲法と平和の問題をどのように認識しているのかお尋ねをいたします。

また、市勢の指針である、市の勢いの指針である人口は5万人を超える勢いがありましたが、今では減少の一途をたどって4万8,000人を切っております。セイレイ工業も岡山県に本社を引き揚げ、セイレイの職員を引き揚げました。今では、下請会社に経営が移りまして、職員の賃金レベルは70%と言われております。決して明るい未来が輝いているわけではない、私はそのように、非常に悲観的にネガティブにしか物事を見ませんたちですが、余り明るい気持ちになれません。市長は、市民の要望をどのように捉えているか。後免町の飲み屋の状況を見ても、かつてのにぎわいがあるとは見えません。日本の人口も8,000万人になるとか、年金支給が75歳からとか、嫌なことばかり聞こえてまいります。こうした中で、元気な南国市をどう描いていくか、お尋ねをいたします。

冷房がはしかい。……失礼しました。

2つ目に、高齢者の問題ですが、避難指示放送が時々行われておりますが……。

濟んません、どうも風が悪いにかわらん、この乾燥した空気が。

お年寄りが避難指示放送を聞いたときに、さてどうやって避難所へ行こうかというふうに悩むそうでございます。自分の車で行けない人、実際に震災が起これば車には乗れんわけですが、車はすぐ渋滞するわけですが、自分一人で行かないかんろうかと、こういうふうな戸惑いがあるようです。車が使える今の状況でも、どうやって行ったらええろうと悩むそうでございます。これやっぱり難しい、いつ起こるか分からない災害ですので、大変難しい問題だと思っております、せめて訓練のときには誰かが積んでいくと、連絡していくと、そういうシステムが求められているのではないかと思います。

2つ目は、ひとり暮らしの高齢者の皆さんが非常にふえております。最近でも、知った方が、

県住でお住まいの方が、自宅の風呂場でひっくり返ってなかなかよう起きいで、苦勞して電話のところへ行って119番をして入院をした、こういう経験をしたそうでございますが。近くの人に自分の安全が確認してもらえると、そういうシステムが求められているのではないか、いうふうに思います。

家にセンサーを置いてやりゆうところが、どうも稲生のどっかにあったようだという声も聞きました。これは9月9日の高知新聞ですが、家にセンサー、高齢者見守り、パナ、自治体と実証実験ということで出ておりました。パナソニックが取り組んでおるようですが、介護や支援が必要な高齢者の家にセンサーや通信機器を取りつけて、遠隔で見守りや在宅ケアをサポートできるシステムの実証実験を今月から始めた。家の中での移動やトイレなどの利用状況を検知して生活のリズムを把握し、きめ細かなケアに役立てたり、容体悪化を未然に防いだりする。自治体と連携し、約半年間かけて実用化に向けて検討をする、と出ておりました。半年かけて実用化に踏み出すということですので、こういうものを利用すれば、ひとり住まいのお年寄りの状態が把握できる。風呂場でかやちゅうのか、最近トイレに起きてないとか、水を使っていないとか、そういうことでお年寄りの状態が把握できると、そういうシステムが必要ではないかいうふうに思います。この方式を取り入れるかどうかは別にしまして、ひとり暮らしのお年寄りの状態把握が必要ではないかということについてお尋ねをいたします。

高齢者の問題で3つ目は、健康づくりの問題で、さまざまな取り組みが行われておりますが、プールで泳ぐという行為が健康に非常にいいということは昔から言われております。そこで、南国市には市営のプールがありませんので、せめて高知市のプールの利用に対する補助制度、あるいは南国市にもあります私立のプールがありますが、利用者は相当おいでのようでございます。1カ月何ぼという券を買って泳ぎに行っておりますが、いろんなものを利用して、プールを利用して健康の増進を図ると、こういうことで補助制度を設けたらどうかとお尋ねをしたいと思います。

次に、既存宅地の固定資産税の問題についてお尋ねをいたします。

私宛てに、平成24年固定資産税上の土地の取り扱いについてという文書が、平成24年3月23日付で送られてきました。24年度評価がえ作業を進めている。今回の評価がえに当たり、市街化調整区域内にある宅地について、既存宅地の要件を備えたものとそうでないものの区分を行っております。あなたの土地224平米については、農地の評価額に造成費を加算して評価してきたが、土地の一部が線引き前既存宅地の要件を備えておりましたので、平成24年度より課税地目を宅地に変更するという通知が来ました。

しかし、私が調査した結果、昭和45年都市計画法施行以前にあった農舎用地は既存宅地と、県の都市計画課で位置づけているにすぎません。宅地というのは、誰が手に入れても登記ができるもので、登記しても住家や建築物が建築できる土地を言います。県の都市計画課は既存宅地と呼びますが、建築物が誰でも建てる許可を与えることは別なのであります。既存宅地を言うけれども、申請出したら許可が出るということはわからない。申請が出れば文書審査をして、現地確認の上で建築許可を出すかどうか決定をします。その前に、その土地を入手するのにも地目が畑になっておりますので、分筆をして宅地を切り離さなければ、既存宅地だけを切り離す分筆して、そうしないと非農家の方がその農地を買うことができませんので、買えません。とにかく、不許可の決定もあり得るといことです。要するに建築物がすんなりと建つ宅地ではありません。いわゆる宅地とは違うわけです。

そうした既存宅地に対して宅地であると断定し、農地ではない課税をするのは間違いではないでしょうか。県の都市計画課が判断するまで宅地の断定はできないのではないかと、できる根拠は何か。登記簿全部事項証明書とりましたところ、畑の地目のままであります。課税台帳で宅としているにすぎません。これで根拠になるか、ひとりよがりの独断ではないか、お尋ねをいたします。

また、1997年平成9年からこうした土地の評価基準が、市街化調整区域内にある農地の上にある土地、つまり既存宅地が農地比準評価方式に変わって、そこで宅地評価から農地評価プラス造成費に変更になっております。農地評価プラス造成費ですから、何らかの宅地の評価ができる、そういうものを含まれる余地がありません。農地評価プラス造成費、その周辺の農地評価ですから。宅地にできるからちょっと値がええですよと、そういう評価をしていいとは書いておりません。宅地評価に既存宅地、だから宅地評価にするという根拠は何か、お尋ねをいたします。

私が手に入れたのは、固定資産評価基準というもので、自治省告示第158号に定められております。固定資産の評価はこういにするにしようという基準です。田畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地と定めたものですが、これによりますと、第4項目めに農業用施設の用に供する宅地の評価ということで、評価の仕方が自治省の基準で規定されております。農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、これは昭和45年に都計法が施行されてますので、そのときに農振地域の整備に関する法律が定められているわけですが、この法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域（農業地区域）内、または都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域、南国市はこの市街化調整区域を定めております、内

に存する農業用施設の用に供する宅地の評価は、要するに農舎です、付近の農地の価額を基準として求めた価額に当該宅地を農地から転用する場合において、通常必要と認められる造成費に相当する額を加えた価額によってその価額を求める方法によるものとする、と決められております。ただし、市街化調整区域内に存する農業用施設の用に供する宅地（農用地区域内に存するものを除く。）で、当該宅地の近傍の土地との評価の均衡上、上記の方法によって評価することが適当でない認められるものについては、本節一から三までにより評価する、と出ておまして、通常の市街化区域に隣接するところなんかは別にしまして、調整区域内の静かな十市の山間地域とか、中山間地域に調整区域があるかどうかわかりませんが、そういう静かな市街化区域に隣接しない離れたところにある農地の中にある農舎の税については、このように農地並み評価プラス造成費ということで課税しなさいと書かれております。

初めに言ったように、私の宅地には既存宅地ということで、私の宅地だけでなく、既存宅地で同じような例の所有者には課税をされております。こういうふうに、自治省の指針があるのに宅地評価に変えたというこの根拠は何なのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、中学生の自殺された問題なんですが、高新なりで報道されましたものを引用しますが、2015年9月1日に自死により香長中学校生徒が亡くなりました。この問題は、調査特別委員会の調査を終え、報告書も提出されておりますが、父親、その家族は調査内容に納得せず、文部科学省を訪問して、第三者委員会がまとめた報告書に納得できないとして、公平な新たな委員会によって再調査を行うよう南国市教委に指導するよう求めたことに対し、文部科学省は、遺族に余りにも寄り添っていない、いうふうに言ったと報道されておりました。これではだめだ、問題視する発言も出ておるようでございます。文科省からは、県教委に直ちに連絡があつて、南国市に伝達があつたようです。その後、どのような家族との会合を持って、どのように説明したか、遺族の希望はどうか、御遺族の方は納得したかどうか、お尋ねをいたします。

この問題、改めて記録を読み返してみますと、報告書はつくられてはおりますが、委員同士の議論がありません。議事録がありませんので、余り検証はできないという内容なんですが。そこで改めて委員の職種とメンバーを見てみますと、それぞれの専門分野のセクションからは委員を選出してもらっております。いろんな専門分野から出ていることはわかりますが、それぞれの報告書をまとめた過程で専門家は1人ですから、ある見解を出されても専門外の他の委員が意見を言ったりすることができないと思います。そして、それぞれがまとめたというふうに以前お聞きをしておりますが、専門家の意見分析ですから専門外の方は討論できない、違う分野の視点では考えられない。また、高知県ではこういう事例が非常に少なく、経験も少な

い。もう少し専門の委員を2名以上入れるなどして、議論、考察を深める必要があるのではないかと思います。

そこで、委員を、名前を言いませんが見てみますと、高知弁護士会から推薦をさせていただいた弁護士が2名、高知県精神科医会から推薦いただいた医師が1名、学識経験者として高知大学から学生総合支援センター室長特任准教授が1名、高知県臨床心理士会、高知大学教育学部准教授が1名、高知県立大学から福祉関係として看護学部教授が1名。こういうことで、それぞれの分野から推薦をさせていただいて、力は大変大きい力を持っている方だと思いますが、やっぱりこれでは、医者が診断を下したその診断に医者でない人が物を言えるだろうかと。医者ですら同じ病気を診断しても違う診断するんですよ。医者にもよく言うんですが、名医と迷える医者とかやぶ医者といろいろありますので。選ばれた方はすぐれた方だと思いますが、その専門の方がこの事案についてはこのような見方ですよと言うたときに、ほかの専門外の人が口を挟めんでしょ。これでは本当の元まで掘り下げる調査にはならないか、いうふうに私は指摘をしたいと思います。

そういうことですから、教育委員会は、再度、再調査するというのはいにくいかもしれませんが、市長部局でも調査委員会が立ち上げれるという規定もありますので、やはり先ほど言ったように、2名以上の経験者も場合によっては県外からも来ていただいて、経験のある方に再調査あるいは調査内容を見てもらうということが必要ではないかというふうに思います。市長の答弁も求めたいと思います。

この問題でまたもとへ戻りますが、県のほうでは田村教育長が県議会で、県いじめ問題調査委員会運営要領で議事録を作成すると規定しておりと、市町村にも参考にしてもらえたらと考えておりますと答弁しております。行政の透明性の確保や、被害者や保護者への説明責任を果たすといった要領の趣旨を市町村に伝えていきたい、こういう見解で指導があつてと思いますが。委員会で、議事録はつくらんほうが自由に発言できるからいいというふうなことで議事録をつくらなかったというふうに聞きましたが、やっぱり議事録は客観的に見て、残すほうが私も責任ある発言をすると思うし、議事録を残さなかったのは大きな失点だと思います。再調査を求めたいと思います。

最後に、銃剣道の学校教育で教えるということなんですが、前議会でも取り上げまして答弁をいただいております。実際問題として、別のスポーツをやっておりますのでこれはやらんと思いますが、私は前は銃という名前がついたものを木製とはいえ、中学生に持たしていろいろかというふうに思います。それは前にも言いました。これは敵を刺し殺す道具なんです、

敵だけではありませんでした。高知新聞に記事が載っちよって、切り抜くことを忘れちよりましたが、開拓団とか日本が占領したところへ日本の国民をどんどんどんどん送り出して、原野を開かしたり、あるいは農民が持っておる農地を取り上げて日本人に宛てごうたわけですね。そこで耕作してやっておりましたが、敗戦と同時に、日本が負けて、兵隊さんはいち早く逃げるし、大変な苦勞をしながら、食糧を確保しながら生き延びてきた行動をとったようです。この食糧を確保する過程で、開拓団の婦人の方が、ようやく食糧を見つけて自分の家族のところに帰ろうかというときに日本の兵隊さんに見つかって、この銃剣で刺し殺されて食べ物をとられたと、こんな記事が載っておりました、高知新聞に。すぐに家族が読むかもしれんと思うて切り抜きをとらざったところが、そのうち忘れまして、記事をとること忘れましたが。銃剣というのは敵兵を刺し殺すだけではなくて、守るべき味方の国民の命すら奪ったと。ですから、この銃剣道については、南国市内の中学校では絶対にやってもらいたくないということを申し上げまして、1問目を終わります。

○議長（西岡照夫） 答弁を求めます。市長。

〔市長 平山耕三登壇〕

○市長（平山耕三） おはようございます。

土居篤男議員さんの御質問にお答えします。

まず、市長の政治姿勢ということでございます。

私、議会初日の施政方針の冒頭でも申し上げたところではございますが、橋詰前市長が実行に移されてこられました事業を引き継ぎ、確実に推進していくことが私に課せられた使命と考えております。橋詰前市長のこれまでの決断と実行により、大きく動き始めました各事業につきまして、引き続きスピード感を持って取り組んでまいります。特に、まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンにも掲げておりますとおり、少子・高齢化、人口減少の波をいかにして歯どめをかけるかが喫緊の課題であります。その対策として、具体的に5つの柱を基本に取り組んでいきたいと考えております。

1つ目の柱は、雇用・定住であります。

まずは、働く場所の確保として、現在、県市共同で、日章地区に新しい工業団地の整備を進めております。また、南国市蛍が丘のオフィスパークセンターの別棟の建築も進めており、より一層の企業誘致に向けた取り組みを進めてまいります。さらに、必要なのは住む場所の確保であります。御承知のとおり、平成30年度からは、開発許可等の県からの権限移譲を予定しているところです。市街化調整区域におけます規制緩和につきましては、県との協議を進めてい

るところでございますが、定住施策としてぜひ規制緩和につなげたいと考えております。

2つ目の柱は、子育て支援であります。

今までにも医療費の中学生までの無料化や、保育料の見直しによる軽減を行ってまいりました。これに加えまして、保育園における第2子の保育料無料化や、0歳児保育の拡大などに取り組んでまいります。

3つ目の柱は、農業の振興であります。

農業人口の減少や高齢化が進む中、次世代の農業経営を考えると、ほ場の集約化による農業の効率化は必須の課題であります。現在進めております国営ほ場整備事業について、今回を最後のチャンスと受けとめ、引き続き推進してまいります。

4つ目の柱は、南海トラフ地震災害対策であります。

保育所の非構造部材の耐震化や、津波浸水区域にある保育所の浸水区域外への移転に取り組みたいと考えております。さらに、災害時を想定した市内全域の避難所運営マニュアルも順次策定してまいります。

5つ目の柱は、まちづくりであります。

市民の皆様にとって、喜び、豊かさの感じられるまちづくり、市民生活を実現したいと考えております。その一つは、大篠公民館、中央公民館の建てかえに伴う文化行事も行えるホールを含む複合施設の建築であります。早い段階で検討委員会を立ち上げ、実現に向け取り組んでまいります。さらには、街路事業を中心に株式会社海洋堂と連携したまちづくりを推進し、にぎわい創出につなげてまいりたいと考えております。

以上の5つの柱を軸に、財政の健全化を保ちつつ、次世代に向けた生活基盤、産業基盤の整備には重点投資し、市政を進めていく決意であります。これらの事業の確実な推進により、市民の要望に応えられるものと考えております。

続きまして、憲法と平和ということでございます。

戦後70年続いてきました平和憲法であります日本国憲法は、尊重されなければならないと思います。南国市では、核のない世の中を望み非核宣言を1983年3月25日に行っているところです。

最近の北朝鮮の行動は、8月10日、米領グアム沖に弾道ミサイルを発射する計画を表明したことにより、本県上空を通過する報道もなされたり、8月29日には、5回目となります日本を通過するミサイル実験を行い、また9月3日、6度目の核実験を行い、これはI C B Mにも搭載されることが危惧されておまして、今後のアメリカとの緊張度は高まることが非常に危惧

されるところであります。やはり、国際連合が中心となり、世界的な圧力により核兵器廃絶につながる話し合いによる平和的解決を望むものです。

また、中学生自死につきましての御質問がございました。

これにつきましては、文科省の指導があったということで、教育委員会と話し合いの場が今後持たれるということになっておりまして、今、その話し合いの途中であるというふうに聞いております。その話し合いがなされた後、なお私のほうに御要望があるということでありましたら、私も調査専門委員長から御説明をいただく場を設けて、整理された報告書の背景も含めましてお聞きしたいという考えを持っております。その上で判断したいと思います。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 危機管理課長。

〔危機管理課長 中島 章登壇〕

○危機管理課長（中島 章） おはようございます。

土居篤男議員の御質問につきましてお答えいたします。

南海トラフ地震が発生した場合の避難につきましては、まず揺れたら自分の身の安全を確保していただき、長い揺れや強い揺れの後には必ず津波が来ると思っていたいただき、津波警報などの発表を待たず、準備しておいた非常持ち出し袋を持って、事前に決めておいた避難場所に避難していただきたいです。

1人で、また家族と一緒に避難する場合や、御近所の方と避難する場合もあると思います。事前に御家族とは避難場所や避難経路の確認、避難の方法、避難後の連絡方法などを話し合っただけ、地域においては、避難する場合の高齢者や障害者の方などの要配慮者に対する支援について、どのような支援が必要なのか、支援できるのか、またそのためには何が必要なのかなど、地域で話し合いを持っていただき、地域の避難計画の作成や見直しを行うなど、地域でできることの話し合いをお願いしたいと思います。自分たちの地域は自分たちで守る共助、御近所同士で助け合う近助が重要となってまいります。

また、台風などの避難では、深夜に台風の接近により風雨が強まり、被害の発生のおそれがある場合は、ことしの3月までは避難準備情報と言っておりましたが、この4月から名称を変更し運用することになりました避難準備・高齢者等避難開始を明るいうちに発令するようにしております。避難準備・高齢者等避難開始の発令は、避難するには十分時間的余裕がありますので、慌てずに避難の身支度をし、食料などを用意し、開所している指定避難所に避難していただくようお願いします。

また、避難所に避難せず自宅にいる方もいると思いますが、テレビやラジオなどからの情報に注意していただき、避難所への避難や建物内での階上への垂直避難、建物内の崖の反対側の部屋にいる、窓ガラスから離れるなどの避難方法もあります。

台風等の洪水時などの場合においても、指定避難所に避難する場合には、津波の避難計画と同様、御近所で声かけをするなど助け合いながら避難していただきたいと思います。そのためには、日ごろからの御近所の顔の見えるおつき合いが必要であり、また避難訓練、防災訓練を通じて、地域のまとまりが一番であると考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 長寿支援課長。

〔長寿支援課長 島本佳枝登壇〕

○長寿支援課長（島本佳枝） 土居篤男議員さんの高齢者の見守り及び健康づくりの御質問にお答えいたします。

見守りが必要と思われる高齢者につきましては、地域包括支援センターやブランチである在宅介護支援センターによる訪問などの見守りを行っています。また、在宅高齢者の福祉サービスとして、急病や事故などの緊急時に24時間体制の受信センターにつながり、係員が状況を確認する緊急通報システムサービスや、食の自立支援事業では、配達業者による安否確認を兼ねた配食サービスを行っており、これらを利用されるひとり暮らしの高齢者の方などが安心して生活していただくための見守り支援となっています。

また、平成19年に高知県、民間事業者、高知県民生委員児童委員協議会連合会の3者で、高知県における地域の見守り活動に関する協定が締結され、日常業務の中などで地域の見守り活動に協力していただいております。このように、それぞれの地域で民生委員さんによる見守り活動のほか、高齢者を見守る支え合いが行われております。しかし、高齢化の進行に伴い、独居の高齢者や高齢者のみの世帯、また認知症の方が増加し、一方では支え手が減少することが予想されることから、今後は地域で安心して生活を送ることができるよう、地域の実情に応じた高齢者が見守りができる体制づくりの検討が必要であると考えております。

次に、高齢者の健康づくりについての御質問にお答えいたします。

継続した運動習慣は、高齢者に限らず健康の保持増進のため効果的であり、メタボ予防や生活習慣病の予防にも効果があると思われます。南国市には市営のプールがなく、南国市の高齢者についてプール使用料に対する補助制度を設けてはどうかということにつきましては、健康づくりの観点からは有効性も感じられるところであります。しかし、高齢者のニーズがどれく

らいあるのかの把握や、市として健康づくりに対してどのような支援ができるかなど、検討が必要であると考えますので、今後、関係各課とも協議してまいりたいと考えます。

高齢者の介護予防といたしましては、本年度から新たに高齢者健康増進事業として、まほろばクラブ南国に委託して介護予防のための運動教室を開催しています。高齢者が地域で自立した生活が送れるよう、自宅に近い公民館で地域住民が参加できる運動教室を本年度2カ所で開始しております。市といたしましては、この運動教室を広めていくことで高齢者の介護予防を進めていきたいと考えております。また、この公民館での運動教室への参加が進むことで、地域における相互の見守りにもつながるものではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 税務課長。

〔税務課長 山田恭輔登壇〕

○税務課長（山田恭輔） 土居篤男議員さんの既存宅地の税についての御質問にお答えいたします。

固定資産税は、納付すべき税額を市町村長が確定する賦課課税方式であるため、価格の決定においては公平でかつ適正な算定が求められます。自治体による評価の公平性や適正化を図るためには、その方法や手順等については地方税法の規定により、総務大臣が定める固定資産評価基準によらなければならないとされております。また、固定資産評価基準をより地域の実情に合わせた事務取扱要領の整備も必要であり、本市におきましても、南国市固定資産税土地評価事務取扱要領を定めております。

議員さんの御質問にありましたように、既存宅地の評価におきましては、平成24年度の評価がえ作業時に、より適切な課税を行うため、市街化調整区域内の土地評価の見直しを行ったものでございます。既存宅地の判断といたしましては、昭和45年10月31日、登記地目は宅地であること、2、同日に家屋があることが固定資産税課税台帳で確認できること、3点目、昭和44年の航空写真で家屋のあることが確認できること、これらのうち1点でも該当すれば線引き前からの宅地であるとしております。また、農業用施設の用に供する宅地で評価していた土地についても、既存宅地に該当すれば農業用の施設が建設されているとはいえ、土地の価値としては一般の宅地と同様であるとして課税をしております。

以上のように、固定資産評価基準に基づき評価に反映しております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 教育長。

〔教育長 大野吉彦登壇〕

○教育長（大野吉彦） 土居篤男議員さんからの中学生自死問題についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の文部科学省からの指導、どう捉えるかという御質問でございました。

文部科学省から直接いただいたわけではありませんが、高知県教育委員会を通じまして、遺族と顔を合わせて話し合いの場を持つことも必要ではないかという御助言をいただきましたので、話し合いを進めてまいりたいと思っております。それによりまして、御両親にも連絡をとり準備を進めてまいりまして、御両親の代理人である弁護士さん、そして私どもの顧問弁護士にも御相談をいたしまして、一定9月10日日曜日、午前10時からを仮設定ということしておりますんですが、その後、御両親、弁護士さんからの要望事項が4点ほど出てまいりまして、それについて現在顧問弁護士も通じて調整をいたしているところでございます。御両親の弁護士さんからも、一旦延期をしまして、また話し合いをいたしましょうということになっております。私どもも、御両親に対する話し合いは継続して支えていかなくてはならないと、そのように思っておるところでございます。

2点目につきましては、報告書の件の御質問がございました。

これは、以前議会でも何回か御答弁させていただいたんですが、南国市教育委員会が立ち上げました調査専門委員会による詳細調査は、教育委員会が前もって立ち上げ準備をいたしまして、自死を公表してもらいたくないという御両親に逆に話をしまして、いじめがあるかないか、自死に至った要因、原因を探るためには専門の調査委員会を設置して、専門家による調査をしていただかなくてはならないということで、御両親様もその趣旨に御同意をいただきまして、自死であるということを全校生徒、保護者、教職員にも伝えまして、全面的な御協力のもと、調査に協力をしていただくことができました。

私どもがお願いしました6名の委員さんにつきましても、保護者に御説明を申し上げ、御了承いただいた上での調査委員会でございます。その調査を進めてきました中で、6名の委員さんが本当に誠心誠意、子供たち、保護者、教職員の答えてくださった調査に対しまして、誠心誠意取り組んでいただきまして、まとめられた報告書でございます。その報告書には、専門的な立場から、自死に至った原因、要因を事実に基づいて、幾つかの心理モデルに照らし合わせて考察しておりまして、調査は可能な限り尽くされていると私どもは考えているところでございます。

したがって、先ほど市長のほうから再調査について御答弁をいただいたわけございま

すが、教育委員会の1次調査はこの報告書によって完了いたしておりますので、教育委員会による2次調査を実施することはありません。あくまでも2次調査は市長の御判断によるということで、前橋詰市長のときにもその旨議員の皆様にもお話を申し上げ、市長もその旨受けとめていただいて、御両親様にも御返事をさせていただいたところでございますので、先ほど平山市長もその旨お答えいただきましたので、どうぞその点の御理解をよろしく願いをいたしたいと思います。

それから、3点目でございますが、各分野の専門家が1人ではその分野での他人が口を挟めないのではないかという御質問でございましたが、児童生徒の自死事案が発生した場合には、国の調査の指針に基づきまして附属機関を設置することとなっております、その中でも先ほども申し上げましたように、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家などの専門的知識及び経験を有する者であって、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることによりまして、当該調査の公平性、中立性を確保してまいりました。本市の委員の皆様は、先入観を排除し、公平、中立な立場からその専門的知識を生かし、可能な限り多角的な観点から調査、分析をいただいたと考えております。

また、その分野の専門家が1人では口が挟めないという状況ではということでございますが、本市の調査委員会では、委員の皆様がそれぞれの専門知識を生かして考察をいただいております。具体的に申し上げます、1つの事案を考察する場合、医療の側面からは医療の専門家が、福祉の専門家は福祉の視点からというように、一つの事実を多角的に考察していただいているものでございまして、それぞれの専門領域に1つの視点から意見を述べるというような性質のものではありません。このような中で、可能な限りの調査、分析をしていただいたと私は考えております。

それから、4問目でございますが、議事録がないということをおっしゃられましたが、これも既に議会で何回か御答弁させていただきましたが、この議事録のことにつきましては、調査専門委員長から御見解をいただいておりますので、読まさせてお答えさせていただきたいと思っております。

条例規則において、議事録の作成を義務づけた規定はありません。したがって、議事録を作成するか否かは委員長の判断に任されていることとなります。委員長の判断は、真相究明という当委員会の職責を果たすためには、委員相互の自由な意見交換と忌憚のない議論が求められているところでありまして、一旦個々の委員の発言を記録すると、これが既成事実化して、そ

の後の意見交換、議論に対する制約となりかねず、結果的に当委員会の職責を果たせないことが懸念されるということでもあります。したがって、議事録は作成に至らなかったという御見解を委員長からいただいておりますので、お伝えをさせていただきます。

以下、教育次長より御答弁申し上げます。

○議長（西岡照夫） 教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 竹内信人登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 土居篤男議員さんから、中学校の銃剣道につきまして御質問いただきましたので、お答えをしていきたいと思っております。

御質問というより御意見をいただいたということだと思っておりますが、この銃剣道、日本銃剣道連盟によりますと、戦前の戦技的内容を完全に払拭して、しかも古来伝統武道の真髓を継承しつつ、全く新しい目標に向かって競技会を主体とした近代的スポーツとして再出発したものであること。そして、その修練の目標や理論、使術等については槍術や剣道と全く同様のものであり、現代社会人としての人間形成に資することを目指したものであるとされ、定義されており、学校教育におきましても、武道というその子供たちの心身の発達や人間形成に資するための役割があるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（西岡照夫） 18番土居篤男議員。

○18番（土居篤男） 市長の答弁の中で、中学生の自死の問題では、取りまとめた弁護士さんですか、委員長からも意見を聞いてみたいと、その上で判断するというふうに御答弁をいただきました。

先ほどの教育長の答弁では、委員長が議事録を残さないほうがもっと自由に忌憚なく言えるというふうな判断のようですが、自由に言わないかんですよ、これ選ばれた人は。誰がどんなに言っても正反対の意見を述べないかん、それが調査委員だと思います。自分の調査分野に誇りを持って報告をして、それに対して違う分野の人から疑問が出て、言われても何かひるむことはないじゃないですか、議事録に残っても。正しいと思うことを言ってるわけなんですから。そういう点が何か、奥歯に物の挟まったような気になります。そういう点では、自由に討論してくださいと、議事録も残しますと、自分の発言には責任持ってくださいと、当然のことだと思いますが、そこを何か議事録に残いたら妙にいかんみたいな、そういう感覚がどうも理解できません、私には。

それから、最後の銃剣道の問題では、教育次長が銃剣術の組織から昔のことは払拭したんだ、

武道の真髄と言いますけれども、武道というのは江戸時代からあったのが武道であって、戦争のためにつくられたのが武道であるという認識は私は持っておりません。昔からある、坂本龍馬が何とか流の免許を持ってるとか持ってないとか、江戸時代になったらもう既に人殺しの戦争する道具ではなくて、武道として続けられてきたと思います。やりにしろ弓道にしろ、そうだと思います。何しろ300年けんかせずに日本の国内では過ごしてきたわけですから。ところが、70年前には銃剣道というものをフランスから学び取って、それを人を刺し殺す道具にして訓練をしてしまったと。それを今さら日本古来の武道だと言われても、それは違うろうと私は言っておきたいと思います。

それから、高齢者の問題では、新しいシステムで新しい機械も整備されつつありますので、それだけではなくて、いろいろ地域の組織とか整備しながら合わせて、その機械だけに頼りますとお金が物すごくかかると思いますので、そういう見守り組織をぜひ整備していただきたいと思います。自分が高齢者の域に入りつつありますので、ひしひしとを感じるわけでございます。また、高齢者の皆さんを見るにつけても、そういう連絡網というか、そういうことがどうしても必要だというふうに思います。

それから、危機管理課長の答弁を聞きよりまして、地域で話し合いしていただくという答弁がありました。地域で話し合いなさい言うても、やっぱり市役所からこういうテーマで部落のみんなが集まって、話し合ってもらいたいから集まってもらいたいと、そうやって段取りしちゃうと。部落長に地域で話し合いや、防災のことを、組織をどうやって逃げるか、誰がどうするか話し合いや、言うてもなかなかそれはできんと思います。やっぱり、地域における防災の責任者に加えて、部落のシステムを動員して、市役所からこういうテーマで話しに行くと、それに対して地域の方は出てきてくださいというふうにリードしちゃうと、なかなか地域の責任でやりなさいと、これなかなか進まんと思います。ぜひこれは、そういう気を持って進めていただきたいと思います。

それから、既存宅地の固定資産税の問題では、いま一つはっきりしませんでした。私はこの固定資産評価基準、自治省告示第158号に基づいていろいろ決められております。その中で、既存宅地も含めて農舎のある宅地は、付近の農地の価額を基準として求めた価額に当該宅地を農地から転用する場合において通常必要と認められる造成費に相当する額を加えた価額によってその価額を求める方法によるものとする、というふうに書かれております。当該宅地の近傍の土地との評価の均衡上と書かれておりますが、これは通常その田舎の問題ではなくて、例えばこの大篠の市街化区域に隣接する調整区域の既存宅地は、というふうに読み直すべきじゃ

ないかと。

市街化区域内であっても、隣に立派な住宅地、広い市街化区域があつて、そこに隣接するものについてはまた別の基準でやったらええと。しかし、通常の市街化調整区域の三和とか十市の山の中、うちのような山の中とか、日章の離れたところとか、そういうところはもう農地でかけなさいと、既存宅地であっても。農地プラス造成費ですよというふうに、私はこの固定資産評価基準で決められていると思います。それは、ほかの家が誰にでも売れて建てれるから少しは農地とは違う評価にして、それが公平だというふうに聞こえますが、やはりこの固定資産の基準では、農地評価プラス造成費でやりなさいというふうに決まっちゃうと思います。つけ加えて言うなら、県の許可がおりるかどうかもわかりません。おりると判断してやってるかもわかりませんが、地目は畑です。しかし、あなたの土地は既存宅地ですよ。だから、家が建つ、誰が買うても家が建つ、だからちょっと評価足そうかと、こういう考え方入れて構んでしょうかね。その根拠を私は資料でもらいたいがです。固定資産評価基準がこうだけれども、こういうふうな評価をしてもいいですよ。

県の都市計画課へ申請を出して家が建つかどうかわからんがですよ。税務課がわかると判断できんはずです。書類を見て条件に合うてるかどうかを審査をしてオーケーと、建つてよろしいと、こういうふうにするわけですが。今聞いてもこの土地は建つか建たんかいうても言うてくれません。書類出しなさい、それから見ます。それを既存宅地でありますと。だから、という評価を上げるということは、私はおかしいと思います。やっぱり、固定資産評価基準に従つて、市街化調整区域内にある農舎が建っている土地は、農地評価プラス造成費と、それによって課税するのが、あくまでもそうでなければならぬと思います。恐らく都市計画課が既存宅地とは認めておつても、申請が出るまでオーケーとも何も言えません、この番地は建つかのうと聞いても言うてくれません。申請書を出したら初めて合致しているかどうかを審査してやるわけですから。誰にでも売れるとかいう説明を聞きましたが、仮に買うて申請がおりざつたら、買うたほうがばかを見たということになるわけですが。既存宅地だから家が建つから売れるよと、現状は既存宅地やから農地ではありませんと農業委員会の証明をもらつて、地目を宅地に変えて、宅地だから買いますと、買うて県へ申請した。これは、事前に建つか建たんかいうても審査しません。申請書出して初めて、オーケーとだめですよという結論が出るわけであつて、税務課がそれを既存宅地で建つからという評価は私はおかしいと思います。

そういう評価をして構わんという法律を教えてもらいたい、あれば。私は、固定資産評価基準によってやるべきやと、調整区域内の農舎の建っている既存宅地、45年以前の既存宅地につ

いては。ただ、その隣に高い土地がいっぱいあって、それに近い既存宅地は評価を変えても構
んというふうには書いておりますが、通常は農地プラス造成費だというふうに決められてい
ると思っております。税務課長、危機管理課長の答弁をもう一回お願いしたいと思います。

○議長（西岡照夫） 土居篤男議員の持ち時間は残り10分となりますので、簡潔な答弁を求め
ます。

答弁を求めます。危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） 土居議員さんの2問目の御質問にお答えいたします。

地域での話ですけれども、地域で防災訓練等行うときに地域の方がよく集まる、そういうふ
うに考えますので、その防災訓練の中で時間をいただいて話し合いを持っていきたいと思っ
ておりますので、また声をかけていただいて、いついつやりますということで、その日に合わせ
て市のほうからも出席したいと思っております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 税務課長。

○税務課長（山田恭輔） 土居議員さんの御質問にお答えいたします。

土居議員さんのおっしゃるとおり、固定資産評価基準に基づいた評価のやり方をしておるん
ですけれども、近傍の土地の評価の均衡上ということの中でやはりやっておりますので、そち
らにつきましては、まず各土地ごとのその近傍のところがございますので、決まったこの土
地はこの土地というような形ではなく、その土地土地の近傍の土地の評価の均衡上を考
えているということでございます。

それともう一点、既存宅地の許可のことにしましては、税務課におきましては、既存宅地
におきましては、1問目でお答えした3点に基づいて既存宅地という判断をしております。議
員さんのおっしゃられるとおり、県の土地のほうで許可が認めれないということがございま
したら、また課税の訂正をしてやり直すということにはなると思っています。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 土居篤男議員さんの2問目の御質問にお答えをしたいと思います。

報告書を調査専門委員長からいただきますときに、調査専門委員長からこのような話をお聞
きしておりますので、お伝えをいたしたいと思います。

この報告書の作成に当たっては、委員会で自由闊達な発言、議論がなされた。6名の委員で、
もし違う意見で集約ができなかった場合には、報告書へ並記する、いわゆる別々こういう意見

があったということで確認をしていましたけども、6名全員の合意によって報告書ができました。そのように委員長からお話を承っておりますので、お伝えをさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 18番土居篤男議員。

○18番（土居篤男） 税務課長にお尋ねをしますが、近くの土地の評価がうんと格差があれば、そっちの評価も取り入れてというふうに理解するんですが。個人的なことを聞きますと、私の土地は山の中にありますが、近くの土地いうてもそんな農地が何百万円するわけじゃないし。そういうのになぜ、いや既存宅地だからって、何がしかの評価を打ってやらないかんかと。

もう一点は、どればあの面積でもやるわけですが、もし仮にそれを第三者が、農家でない方が入手をして、63.25平米なんですけど、それを入手をして、建蔽率が60%ですから40平米弱ぐらいの土地に家が建てれるわけですが、40平米で家が建つかどうか、普通に快適な生活ができるような。これは都市整備課長にぜひ、もう時間ありませんが、それは都市整備課長にやってもらいたいと思えます。

それから、変えてよろしいという評価が、ここには最後のほうにちょっと書いてあるだけなんですけど、それは私の理解では、市街化区域に近い隣接する調整区域では大篠の近辺なら、そういう理屈も理由も加味して構んと思えますが、十市の山の中とか稲生の山の中とかいうところで、そういうことはできないのではないかと。あくまでも農舎ですから、農地の評価プラス造成費ということが筋ではないか。それをあえて変える、近くの土地の評価が高い場合にはということなんですけど、その規定がどこにあるか。それから県の許可が出ない場合、税をもとに戻さあよというて言いますが、建てれるいうて買うて、げに建たざったいうたらいかんでしょ。税務課はこれは既存宅地やから言うき買うたと、地目を変えて買い取ったと、ところが県の許可が出ざったと。そんなケースは考えるべきではないのではないのでしょうか。もう時間ありませんので。

○議長（西岡照夫） 税務課長。

○税務課長（山田恭輔） 議員さんの御質問の中にもございましたけれども、農業用施設の用に供する宅地の評価につきましては、固定資産評価基準第1章第3節第4に、こちらについては詳しく述べられております。土地の大小などにつきましては、その評価において補正項目のような評価も行ってありますし、それと最後に御質問がありました土地の売買に関しましては、課税におきましては、土地の売買の成立のことができるかできんということは、課税の評価に

は関係がないこととなりますということです。

以上です。

○議長（西岡照夫） 11番前田学浩議員。

〔11番 前田学浩発言席〕

○11番（前田学浩） 通告に従いまして一般質問を行います。

まず、高知広域連携中枢都市圏についてです。

高知市議会が先行して開会した折に、岡崎高知市長より、高知広域連携中枢都市圏の宣言がされましたので、なかなか本音を言いにくい状況でございますが、さきの4日の合同勉強会で同僚議員も言っておりましたように、なにか何をやろうとしているのか見えてこないし、何が南国市にメリットがあるのか、説明を受ければ受けるほどさっぱりわかりませんが、大切な取り組みということなので、少し質問をいたします。

まず、担当課長にお伺いいたします。

前身とも言える高知中央広域市町村圏事務組合、そして高知中央広域定住自立圏の検証はいかがであったでしょうか、担当課長に簡単に説明を求めます。

○議長（西岡照夫） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） 先ほど連携中枢都市の前身であります高知中央広域市町村圏事務組合、広域定住自立圏の検証ということでございますので、お答えをさせていただきます。

まず、高知中央広域市町村圏事務組合というのは、平成7年3月に設立をされまして、ふるさと市町村圏計画というのを定めまして、元気、安心、心豊かに生活できる圏域づくりを将来像としまして、高知市、本市、香美市、香南市の4市で、主に広域観光や環境教育などの分野において諸施策に取り組み、圏域の一体的な発展の一定の役割を果たしてきたところでございます。

また、平成22年からは、同じく4市での高知中央広域定住自立圏での取り組みが始まりまして、この定住自立圏の中で、今まで広域の事務組合が取り組んできました広域観光事業を引き継ぎまして、さらには福祉や防災、そして公共交通などの諸課題についても取り組んでいくというめどが立ったことから、この広域の事務組合は平成24年の組合の議会において、その役割を一定終えたということで、25年3月に解散をしております。

この定住自立圏につきましては、平成22年に定住自立圏として圏域を形成をしまして、第1次共生ビジョン、また第2次共生ビジョンと平成31年度までの計画として定めて、現在に至っております。ビジョンでは、医療、福祉、教育、産業振興、公共交通、移住定住など、各分野

の取り組みを記載しまして、連携協定に基づいた事業を進めてまいりました。具体的には、農業振興、産業振興の分野では、ものづくりの受注拡大の支援でありますとか、移住の促進の事業なども行っております。

また、検証ということでございますけれども、定住自立圏の事業につきましては、各事業、毎年度事業の進捗につきまして、圏域の各分野からの外部委員で構成をします定住自立圏共生ビジョン懇談会により検証を行い、事業の内容も見直しも含めて検証をしてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 11番前田学浩議員。

○11番（前田学浩） 次に、事務組合のときに返ってきた基金であります約1億円と、定住自立圏のときの1,500万円についてどのように使われたのか、担当課長にお伺いいたします。

○議長（西岡照夫） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） まず、高知中央広域市町村圏事務組合、この中では基金に南国市のほうからも出資をしておりました。この基金と申しますのは、地域振興事業を実施するため、県からの補助金も含めまして、4市で約15億8,200万円の高知広域ふるさと市町村圏基金を造成をしておりました。先ほども申しましたけれども、平成25年3月に事務組合が解散したことによりまして、本市には出資金1億3,665万円と基金の運用益452万円の合わせて1億4,117万円が出資金返還金として返還をされ、本市としましては、一般財源のほうに充当をしております。

また、定住自立圏共生ビジョンには、高知市と各市で締結をしました連携協定に基づく具体的な取り組みと事業見込みについて、先ほども申しました医療、福祉、教育、産業振興、公共交通など、各分野ごとに記載をしておるところでございます。制度による本市への財政措置としましては、このビジョンの記載事業の実施によりまして、対象経費の一般財源の合計額に対して1市町村当たり年間上限1,500万円までの特別交付税による財政措置がされております。このビジョンに掲げた事業の実施につきまして、この交付税を充当をしておるところでございます。

以上です。

○議長（西岡照夫） 11番前田学浩議員。

○11番（前田学浩） 定住自立圏構想のときに、これはたしか5万人規模の自治体が中核になれるというようなお話であったかと思っておりますが、本来南国市が定住自立圏構想の

中で、県中東部において人口ダムを果たすべき政策を打っていくべきではなかったのかと、今も強く思っております。この件について、市長もしくは担当課長に現在の御所見をお伺いいたします。

○議長（西岡照夫） 市長。

○市長（平山耕三） 本来、南国市が定住自立圏の中心で、県中東部の人口ダムの機能を果たすべきではなかったかという御質問でございます。

当時、南国市は人口規模的には定住自立圏の中心市となる条件は備えておりました。しかしながら、四万十市や安芸市のように高知中央部から離れた地域でもなく、高知市に隣接していますので、都市機能の集積状況や人の移動状況、またこれまでの高知中央広域市町村圏事務組合の取り組みの実績等から、高知市を中心市とする4市での圏域形成が適当であったと考えています。

4市での定住自立圏から、平成30年度からは、県内全域を圏域とする連携中枢都市圏への移行をする予定であります。連携中枢都市圏の形成により、高知市に措置されます財政措置、普通交付税約1.7億円ということになっておりますが、それは新しい制度に加わった経済成長の牽引、都市機能の集積・強化の2つの柱の取り組みを中心に、圏域全体のために活用されることになっております。こうした考えに基づく取り組みの担保としまして、県の産業振興地域本部が連携市町村との高知市のパイプ役となって、事業の調整や磨き上げに協力していただけることになっております。

このことから、高知市のひとり勝ちではなく、圏域全体に波及する取り組みを行うことにより、本市にとってもメリットが得られるものと考えております。

特に、本市は高知市にも隣接していることから、高知市の都市機能の向上により市民の利便性も向上いたします。平成30年度は初年度ということで、圏域として取り組む事業としては、質、量ともにまだまだ十分とは言えないところでありますが、毎年度の見直しを行う予定となっておりますので、交通の要衝であり広大な香長平野を有する県庁所在地の隣接自治体として、高知市と連携しつつ、独自性を発揮し、高知県全体が一体的に発展できるよう連携事業を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 11番前田学浩議員。

○11番（前田学浩） この定住自立圏構想、当時のことを思い出すと今も大変残念に思っておるんですが、先ほど市長が申し上げられましたように、高知市のひとり勝ちにならないよう

に、他市町村とも連携をとって、これから進めていっていただきたいというふうに思います。

それで、中枢都市圏の中のちょっとペーパーも見せていただいたんですけど、連携事業の概要で、高次の学習体験の機会の提供というものがございます。いただいたペーパーでは、みらい科学館の機能の強化という、高次とはとても言えないようなことが書かれております。失礼なことばかり言って申しわけございませんが、ここで書かれていることは、科学館の入場者数のアップを狙っている程度だと思います。

私からあと1つだけ、せっかくの機会ですので提言したいことがございます。それは、全県下に関することなんですけれど、高知県が最も今しないといけないのは、多分高知大学の存続にあるのではないかなというふうに考えております。これは、高校のレベルでお話すると、馬路村があれほど成功しているのに、何で全国人口減少率でトップ7に入ってしまったのか。また何で梶原が元気よく人口維持ができてるのか。多分高校だと私はそういうふうに思っております。

それを高校ということで全県下でやると、引き合いがありますので、高知大学のことについてちょっとお話をさしていただきたいと思いますが、文部科学省は昨年度から全国の国立大学、今は国立大学とは言っていないんですけど、全国86の大学がありまして、ミッションに応じて3つのタイプに分割しております。つまり、卓越した研究タイプということで具体的に名前を挙げますが、北海道、東北、筑波、千葉、東京、東京農工、東京工業、一橋、金沢、名古屋、京都、大阪、神戸、岡山、広島、九州、以上の16大学。そして次に専門分野のすぐれた教育研究タイプということで、筑波技術、東京医科歯科、東京外国語、東京学芸、東京藝術、東京海洋、お茶の水女子、電気通信、奈良女子、九州工業、鹿屋体育、政策研究大学、総合研究大学院、北陸先端科学技術大学院、奈良先端科学技術大学院、以上15大学、足して31です。それ以外を地域貢献タイプとして、上記以外の55大学があります。

これは、少しさかのぼって考えてみますと、2001年に大学改革を言われておった遠山大臣が国立大学を30にすると行ってたことから想像すれば、小泉内閣からずっとこの30、31、この数字は意識されていることじゃないかなとずっと思っております。そして、ことし、この手の関係者、誰とは言えませんが、複数名から聞く機会がありまして、結局少子化が加速化していく中で、これからは高知大学などは地域課題に取り組んでいただくと、取り組んでいただくということは、行く行くは県立大学として見ていただくという思いがあるということだと思っております。と同時に、大学の無料化と合わさって、高知県内の高校生は県外に行き、さらに県外から高知大学にいられていた高校生は来なくなり、一層若者が少なく、少子高齢化に急激

な拍車がかかるということになります。

大切なことだと思いますので、もう少し提案を含め続けますと、高知大学を残すためにはどうしたらいいんだろうと考えてみますと、やはりそこは世界的にも競争力のある海洋コアセンターを徹底的に生かすしかないんじゃないかなというふうに考えます。海洋コアセンターは世界に3つしかないうちの一つの施設です。これを高知大学の農林海洋科学部と連携させるということに対して、多分高知県全力でここに力を注いでいかないといけないんじゃないかなというふうに思っております。

残念ながら、林業、木材なんですけれど、これは6月のEUとの貿易交渉EPAによって、これは私の意見なんですけれど、可能性はなくなったというふうに思っております。県内木材は、多分EU産の材料に対抗できないんじゃないかなと。

そういう雇用面から言いますと、将来的に世界第5位の海洋国である我が国なんですけれど、海洋を活用した雇用を図っていくことが将来、どこまでの将来かわかりませんが、将来にわたっては重要で、これはまさしく南国市にとって大きなメリットがあるんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味で、高知大学を絶対守るといようなことを考えていただきたいというふうに思っております。

先週の4日の勉強会のときに、どなたかが中枢広域圏で、お金をくれるからいいんじゃないかというような話も出たわけなんですけれど、この高知広域連携中枢圏に参加することによって、お金をいただけるのはありがたいことなんですけれど、別のことで、赤信号みんなで渡れば怖くないというような負の事業にまで巻き込まれないようにと、くぎを刺させていただきまして、1つ目の質問を終わります。

次に入ります。

文化ホールとまちづくりというタイトルなんですけれど、前回の6月議会の陳情に対して、教育民生常任委員会の結論に私自身も賛成をさせていただきましたが、夏に市民から反対の意見も聞きましたし、また私もこれずっと気になっていることで以前議会でも言ったことあるんですけれど、2015年の6月議会の公明党の浜田和子さんの都市計画の質問において、当時の藤村副市長は、中心部の計画が失敗だというふうに認められております。これ後で、その文章を読まさせていただきますが、副市長さんが中心部の計画は失敗だと認められております。

今回の質問では、私が最初に言ったことと、あと質問の終盤では地方創生時代における公民館とは一体どんな形が理想なんだろうということにも触れさせていただいて、今回初めての機会なんですけれど、一問一答形式を通じて、私の頭の中も整理させていただきたいというふう

に思っております。また、市長は選挙前につくられた後援会討議資料におかれまして、文化交流と発表の場となるホールを含む新たな複合施設建設を推進というふうに書かれておりますので、きょうは便宜上、私が市長の許可をもらっているわけじゃないんですが、複合型文化施設として表現をさせていただきます。

まず、その複合型文化施設の本題に入る前に、ここ数年市民からの要望の多い、また市民生活にも緊急性のあるものに対して、それらがどのような進捗で市民の期待に込えているのか、お聞きをいたします。

まず、最初に建設課長にお伺いをいたします。

市道の改修についてですが、現在の市道の改修の要望が結構積み上がってるんじゃないかなって思いますけれど、今何カ所ぐらいあって、幾ら程度積み上がっているのか、建設課長にお伺いいたします。

○議長（西岡照夫） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 前田議員さんの質問にお答えいたします。

平成27年12月議会の際に、要望箇所184カ所、概算事業費15億円と答弁しておりましたが、単年度で完了できない路線もありまして、現在要望箇所が203カ所であり、事業費としては、ほぼ同額であると思われまます。

以上です。

○議長（西岡照夫） 11番前田学浩議員。

○11番（前田学浩） 南国市も広うございますが、改めて203カ所も残っているということに大変驚きを感じております。

次の質問は、議論をわかりやすくするために、私が2015年の年末に要望いたしました、市道についてはただこの一つだけなんですけれど、その事業について話を進めたいと思います。

要望を出した翌年の2月に前市長へ会派要望書をつくりまして、同じ会派のメンバーと一緒に、各メンバーがどのようなことを思ってるかっていうものを要望書にまとめて、まとめたものにプラス各自が要望を上げたものもつけて、前市長にお渡しをいたしました。前市長からは、4月に回答もいただき、善処するとの回答をいただいております。それで、その年の、2016年の6月議会と9月議会開会中に、当時の建設課長に直接その要望箇所についてお伺いしたら、年度内にやるということでした。しかし、それは進まず、ことしの2月に課長はもうやめられるというようなことでしたので、当時の係長にお伺いしたら、新年度の予算要求に上げているという回答でした。しかしながら、ことしの5月に、建設課に要望

している地元の総代入れて複数名で建設課に行ったときにわかったんですけど、新年度の該当箇所に入っていないということでございました。どういうことかなと思っております。前建設課長は、昨年度の議会答弁において、市道改修については議員とも確認し、要望の高い重要性のある市道から進めたいという答弁もございました。ここで私が自分の要望箇所を上げましたが、今お聞きしました南国市で203カ所が積み上がっている。

今、今議会で私からの要望といたしまして、二、三年ひょっとしたら4年ぐらい待たしているところもあるかもしれないんですけど、いわゆる長期間待たしている箇所については、担当課から現状説明をしないといけないのではないですか、ということであります。まず、市民が毎日毎日不便を感じている市道の改修が優先されるべきだと思っておりますし、これが多くの市民の要望です。

それで、質問なんですけれど、先ほど言いました二、三年、またはもっと待たしている箇所があるかもしれないんですけど、その箇所について地域の要望者宛てに現状説明書の提出を求めたいですが、それは可能かどうか担当課長に答弁を求めます。

○議長（西岡照夫） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 御質問にお答えします。

ほ場整備等、他事業に係る路線については見直しをしております、議員さんの言われておりました事業につきましては計上されておりました。説明不足でございました。申しわけありませんでした。それを含めまして、お待たせしている箇所も含めて、要望をいただいている地区の地区長さん、土木委員長さんと話し合いの場を設けて、個々の要望について、他事業にかかっておるであるとか、順位が早うせんといかんであるだとかいうことでの協議を今後してまいります。

以上です。

○議長（西岡照夫） 11番前田学浩議員。

○11番（前田学浩） ぜひ、その要望者に向けて説明もしくは協議の場を持っていただきたいというふうに思います。203もあると大変な業務量になると思うんですけど、それはペーパーで済むところもあるかと思えますし、やっぱり現地に行ってお話をしないといけない箇所もあるかと思えます。その辺は担当課の判断に任せたいとも思いますので、ぜひ善処していただきたいというふうに思います。

それで、今余り突っ込んだことばかりも言いたくないんですけど、今ほ場整備というお話が出たんですが、稲生地区ではほ場整備しております、先ほど言ったところはほ場整備に係

るかなと思っておるんですけれど。そのほ場整備の実務課長がいらっしゃいますので、言いにくいんですけれど、これ10年待てということなんですよね、10年待て。道がよくなるのが10年先であるならば、あえて言います。ほ場整備はええから道を早く直してくれということが、その地区の多くの要望であれば、私は逆にそれを懸念しているわけなんですけれど、ほ場整備はここは構ん、それよりも俺らが生きちゅう間に道をちゃんと直してくれと。そういうことなんです、我々が日々市民から感じてることは。

ですから、その203カ所待たしている、10年待ってくれというようなことを言えることが信じられないです。例えば、一般の会社でそういうことをいまだに伝えてなければ、その会社は潰れます。我々市議会議員も21名おりますが、例えば私どもから住民の方に、要望書の上がつてたやつについてはもうできます、ことしできますと、担当課長に確認しましたので必ずできますとお話ししているのに、ふたをあければ10年待て、これを我々市議会議員のレベルで言うと、その市議会議員は次の選挙で落ちます。それはなぜか。信頼を決定的になくしているからです。先ほど担当課長も言ってくれましたが、203カ所について連絡をしていただけということなんですけれど。話を整理する意味で、これを今、私がお話しした事象について、市長はどのようにお考えか、市長の御所見を伺います。

○議長（西岡照夫） 市長。

○市長（平山耕三） 今の御質問にお答えします。

確かに203カ所、非常に多い箇所が積み上がっているということでございまして、大変御要望に切れ切れてないということであり、それについて非常に申しわけないというふうに思っております。

ただ、今までの予算計上の中で、年間で許される財源をそこに、道路予算に割り当てるという形で予算組みをしておりますので、一定どうしても予算の枠ということに毎年制限されるところがございます。また、今回ほ場整備ということでございまして、確かに10年というふうに長い期間これを計画から外すと、お待たせするということにもなるというふうにそれは思います。ただ、大きな南国市の事業としまして、この国営のほ場整備、大きな財源を国、県からいただいで進めようとしているところです。やっぱり、財源の効果的な活用という意味で、一定そのほ場整備の活用というのは考えざるを得ないのかなというふうに思うところです。お待たせしているところについては非常に申しわけなく、緊急性のあるところにつきましては、もちろん実施していかねばならないと思っております。ひとえに10年かどうかっていうところが、場所によっても違うとは思いますが、そのあたりの優先順位といたしま

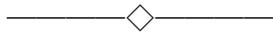
すか、そういった形も検討しながら進めていかねばならないというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時59分 休憩



午後1時 再開

○議長（西岡照夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。11番前田学浩議員。

○11番（前田学浩） 市道の改修につきましては、12月補正とか新年度予算に反映していただくようお願いいたします。

次に、行政として最も大切な使命である市民の生命、財産を守るという観点から、防災についてお伺いいたします。

まず、大まかに言いまして、南海トラフ地震発災後のハード面の整備は一定終わったと担当課長は判断しておりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西岡照夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） ハード面については、まだ全部が終わったとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 11番前田学浩議員。

○11番（前田学浩） これまた、わかりやすくするために地元を例にして少しお話ししていただきたいと思いますが、稲生地区で言いますと、市立公民館、市立小学校が避難所ではありません。県の中央部で最も長期浸水が予想されている地区ですが、第2避難所がないというのは問題だと思いますが、この件について担当課長に答弁を求めます。

○議長（西岡照夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） 稲生地区につきましては、南海トラフ地震発生時の緊急避難場所としましては、後背地の山に避難場所及び避難経路を整備いたしました。津波がおさまってから避難場所から避難所に移動していただくこととなりますが、現在のところ稲生地区につきましては、長期浸水地域と想定されておりますので、避難所として適切な建物がなく、地区内の施設を指定避難所に指定はしておりません。近隣の指定避難所としましては、十市小学校、

J A十市、三和スポーツ交流センターがあります。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 11番前田学浩議員。

○11番（前田学浩） たしか半年ぐらい前に、前市長のところに学校長、保育園長、保護者代表、さらに自主防災連合会の会長、そして私で要望に行きまして、当然危機管理課も同席したと思いますが、その際に市長からは、稲生でモデル的に取り組んでみましようというふうにお答えしていただいたと思います。何か危機管理課といたしまして、アクションを起こし、地元へ回答されましたでしょうか。

先日、地区の自主防災連合会会長に確認いたしますと、特にないということでしたが、担当課の答弁を求めます。

○議長（西岡照夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） 地元に対してとその要望に対しての明確な回答ということはありませんが、昨年度になりますけれども、稲生地区の津波避難場所19カ所のうち、8カ所に簡易な備蓄倉庫11台を整備して、自主防災会にその備蓄倉庫について活用をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 11番前田学浩議員。

○11番（前田学浩） 市長にお伺いいたします。

防災対策で最も優先される学校や保育園の管理者が、地元の自主防災連合会会長と前市長に要望に行き、当時の市長からもモデルとして取り組みましようという回答があったにもかかわらず、半年以上も返事をしていないこの状況について、どのようにお考えでしょうか、市長に御所見を求めます。

○議長（西岡照夫） 市長。

○市長（平山耕三） それは何らかの御返答はすべきことだと思います。してないということは、申しわけないというふうに思います。

○議長（西岡照夫） 11番前田学浩議員。

○11番（前田学浩） 午前中の話もそうなんですけれど、何でこんなことを聞くのかわかるでしょうか。日々、不便を感じることや防災など命にかかわることをほったらかしにしておいて、そんなことを続けているから市民が離れていき、市民との協働が一向に進まないってことだというふうに思っております。まず、市民の日々の生活、そして南国市の宿命である防

災対策に対して、真剣に対処していただきたいというふうに思っております。

もう少し防災のことについて続けます。

以前からわかっていたことですが、今年度の合同避難訓練の際の反省会で、高知大学の学生から出た言葉ですが、蚊のいる山の一時避難所に半時間もいることはできない。とて
も2日とか3日とかいれないと思いますが、さらに雨露を防げない一時避難場所がたくさんござ
いますが、その対処についてはどのようにお考えでしょうか。市長もしくは担当課長にお伺
いたします。

○議長（西岡照夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） まだ、予算化には至っておりませんが、雨露をしのぐためのテ
ント等については購入したいと考えております。避難場所のほうに置くような形にしたいと思
っております。

それから、蚊の防虫対策等についてですけれども、この件につきましては、基本的には山へ
避難されるということがわかっておりますので、非常持ち出し袋等に防虫スプレーなどを用意
していただきたいところではございます。また、その他の避難場所での環境整備につきましては
は、地域の自主防さんと協議をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 11番前田学浩議員。

○11番（前田学浩） ぜひ早急に善処していただきたいというふうに思います。

また、自主防災連合会の会長に先日聞きましたけれど、先ほど課長も答弁されましたが、三
和のスポーツ交流センターを第2避難所で考えているから、自主防災の連合会会長はボートで
避難者を移動させると言っておりましたが、それが市の危機管理課の考えと同じであるならば、
私としては先ほど言いましたように、地区内での第2避難所の設置を求めていきますが、とり
あえずもしものために、水陸両用の救命ボートの保管を求めたいと思います。担当課長に答弁
を求めます。

○議長（西岡照夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） ボートでの移動については、危機管理課としては考えておりま
せん。それよりもですが、避難場所から避難所への避難の経路、そこにつきましては、整備を
しなければならない箇所については、整備をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 11番前田学浩議員。

○11番（前田学浩） ぜひ、自主防災連合会会長と相談していただきたいというふうに思います。いろいろ挙げていたら切りがないのでこのあたりでやめますが、市民の要望にも丁寧に応えていていただきたいというふうに感じております。

ほかのハードの取り組みでは、教育委員会のほうでは、大篠小学校の増改築でありますとか、小中学校のプールの改修、さらに我々が今求めたいのは、小中学校のトイレの洋式化でございます。これは、おじいさん、おばあさんが、いつになったらトイレの洋式化ができるんだってということで、非常に要望の高いものだというふうに私は考えております。

さらに、南海トラフ地震のことで言いますと、水道管の耐震化など、また本議会の冒頭、市長からもお話のあった保育園、保育所の高台移転など要望の高いものがあるというふうに感じております。

そこで、多くの自治体が既に行っているファシリティーマネジメント、いわゆる公共施設マネジメント基本計画でございますが、これはいつするのでしょうか。これについては私も昨年の6月議会で言いましたが、ファシリティーマネジメントについていつするのか、もしくはこともしないのかについて、市長もしくは担当課長にお伺いいたします。

○議長（西岡照夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 公共施設の総合管理計画についてでございますが、公共施設総合管理計画につきましては、ひとまず南国市全体の公共施設としての位置づけのものにつきましては作成をいたしました。ただし、今後、個別の案件につきまして、更新といいますか、個別の計画を今後つくっていくという必要がございますので、それに向けて、またこちらのほうにつきましては、市民の皆様の御意見そういったものを踏まえて、作成をしていきたいというふうに考えております。こちらにつきましては、管理計画自体はもう作成したばかりでございます。ただし、3年もしくは5年ということ考えておりましたけれども、早期に3年ぐらいを目安に個別の管理計画のほうを作成に移っていききたいというふうに考えております。

○議長（西岡照夫） 11番前田学浩議員。

○11番（前田学浩） ぜひ、その管理計画を我々市議会議員もしくは市民にオープンにしたいというふうに思います。さらにこの全体計画の点で重要なので、もう少しお話をさせていただきます。

これはファシリティーではございませんが、今やっているほ場整備と市街化調整区域を外す事業、これはそれぞれが大切な事業なんですけれど、この2つの事業は政策上、正反対の目的があるものだというふうに私は判断しております。この件について、上部からもクレームが入

ったというお話を聞きましたが、本当に大丈夫かなというふうに思っております。将来地権者のほうから、宅地に変える可能性があったのに、あのときは場整備でだまされたというようなことには決してならないようにしておいてくださいということをこの議会で明言しておきます。

なぜこんな大切な事業ながら、正反対の2つをやっているのでしょうか。つまり計画をしっかり立てて、行政を遂行していないから、ちょっとバタバタしているんじゃないかなというふうに思っております。

ここで冒頭に言いました2015年6月議会で浜田和子さんへの質問に対しての藤村副市長当時の答弁を確認いたしますと、こう言われております。浜田議員が言われたように、小学校の一部の学校は肥大化するであるとか、あるいは非常に人口が減少するとかいうような議論が、その時点では欠けておったのではないかというふうに感じておりますので、今後そういったものも含め、そういう時期がありましたら、この計画についても考えていきたいというふうに考えております、と答弁されております。つまり、次の機会で考えたいと言っておるわけです。このように次の機会で考えたいと言ってるにもかかわらず、さきの大篠小学校の通学選択制のときも、文化を守るというような抽象的な議論で終わったり、また今回も複合型文化施設ということで大切な見直しをせずに、またファシリティーマネジメントもオープンになってないのにかかわらず、私からしてみれば大切な問題をスルーしているようにしか感じられません。

お伺いしたい点は、なぜこのようなテンポラリー的なソリューションが続くのか、つまり一時的な解決策しか取らないのかということです。この件について、市長もしくは担当課長に答弁を求めます。

○議長（西岡照夫） 市長。

○市長（平山耕三） そのあたりの全体の流れを、こういった計画にのってというものを明確に皆様にお示しすることは確かに今までなかったように思います。それぞれ個別の担当課によりまして、それぞれの課題を解決していくために、今後の数年間の計画づくりということをしていく中で、それぞれの担当課の要望に基づいて、財政課のほうで査定して進めてきたという経過がございます。そのあたりは財源の確保ができるものを優先的にと、全体的な計画の中でももちろん各課の計画の中にのっておりますが、その中で補助金とかを活用するときには財源的に有利な制度がある、出た、そういったものがタイムリーに今までの課題に反映できるような事業を先に取り入れてきたというような経過がございます。

今回の国営ほ場整備とか、今回の開発許可の権限移譲、これまで総合戦略の中で人口減少に対応して産業振興をどうするかという課題を解決するのに、少しでも規制緩和ができるように

というような今までの流れの中で、このタイミングに橋詰前市長が踏み切ったというところまでございまして。そのあたりの10年とかいう長いスパンの中で、個別のそういった政策をやっていくという計画がなかったということは、そのとおりでございます。今後、そういうふうな計画を立てると、ファシリティーマネジメントも立てるといような計画的な運営というのには必要になってくるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 11番前田学浩議員。

○11番（前田学浩） そろそろ複合型文化施設の質問に入ります。

まず前提として、大篠公民館の改修には賛成でございます。他方、中央公民館がその場合必要だとは実は私は思っておりません。IoTの進む時代においては、キーワードは分散でございます。分散ということは、つまり簡単なことを言うと、今、公民館でおられる臨時の方なんかは曜日ごとに各公民館に行ったらいいんじゃないかな、失礼な言い方ですけど、そういう方法はとれるのではないかなというふうに考えております。

さて、この複合型文化施設でございますが、南国市の第4次総合計画、また、まち・ひと・しごと創生総合戦略のどこに合致するのか、具体的に答弁を求めます。

○議長（西岡照夫） 答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（松木和哉） 第4次総合計画の中では、地域のコミュニティーという部分で、公共施設を公民館を中心にといものを位置づけておりますので、その中で全体的な文化施設も含めた公共施設ということで位置づけをしておるところでございます。

以上です。

○議長（西岡照夫） 11番前田学浩議員。

○11番（前田学浩） ちょっと弱い理由づけであったように思います。そしたらもう少し質問を1つつけ加えます。さらに大きな課題であります人口減対策について、この複合型文化施設というのは、どういうふうに寄与するのか市長にお伺いいたします。

○議長（西岡照夫） 市長。

○市長（平山耕三） やはり地域で住む人口をふやすということは、やはりそこに文化的な要素を含めて、生活する上での楽しさとか豊かさとか、そういったことを感じていただけるような施設というものは必要であるということで考えております。そういったことで、魅力を増して人に来ていただけるといいますか、そこで暮らしたいと思っただけけるようなことが、人口増にもつながるのではないかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 11番前田学浩議員。

○11番（前田学浩） これも失礼ながらちょっと弱い理由づけであったように感じております。もうちょっと早目にやるプライオリティの高いことがあるのではないかというふうに感じております。

次に、先日いただいた総合計画の中で見ますと、複合型文化施設で使う行事としては、今、既存にある施設では対応はできないのでしょうか。また、民間団体の活用は何件ぐらいだと想定しているのでしょうか、担当課長にお伺いいたします。

○議長（西岡照夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 利用する行事ということで、お尋ねについてお答えをしております。

南国市の文化祭というものが、現在文化協会の主催で日章福祉交流センターで行われておりますが、もうちょっと大きいものじゃないと展示が追いつかないと。あと舞台部門ができるという施設が、やはりホールといいますか、民謡ですとか、ダンス、コーラスについては容積が不足しておるということで御要望いただいております。また、市展の一般の部ですとか、そういったこともスポーツセンターでやっておりますが、何といいますか、風情のない展示の仕方ということで、実行委員さんの方からも御意見をいただいております。

また、今、小学校の体育館等で行っております行事も、その都度パイプ椅子なり、スタッキングチェアとかを並べてやっておるような状況です。その中で音楽とか伴う行事についても、音響の悪さが指摘されておる。スポーツセンターで会合を行うときも、音割れが多くて、サイドのほうですとか、後ろのほうとか聞こえにくいという御意見をたびたび頂戴しております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 11番前田学浩議員。

○11番（前田学浩） 市民の皆様が使用する分で、各地で非常に立派になった防災コミュニティーセンターや、また民間で言いますと、浜すしさん、アンジェブランさん、さらに商工会館の3階にも使えるというような施設があるというふうに思っております。結婚式なんかが少なくなって、民間の施設が非常に利用頻度は少なくなっております。

先月8月20日、具体的に言いますけれど、浜すしさんでお昼にカラオケ大会が行われておりました。全ての駐車場が埋まっております、昼間なのに私、どこにもとめられなかったということなんです。それで、そういうような催しを公的施設が奪うということになれば、はっき

り言えば民業圧迫になるんじゃないかなとさえ思っているんですけど、この民業圧迫についてどのようにお考えでしょうか。市長もしくは担当課長にお伺いいたします。

○議長（西岡照夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 民業圧迫というとお答えしにくいのですが、例えば南国市の人権研究大会ですとか、市の主催の行事で、例えば浜すしさん、アンジェブランさんを借りるときは、会場使用料を払ってやっておるわけでございます。市の主催する行事につきましては、当然そこで行うものとして、それ以外には先ほど申しました文化祭ですとか、あるいは中学校の吹奏楽のようなものの発表会というものに活用できるのではと考えております。

○議長（西岡照夫） 11番前田学浩議員。

○11番（前田学浩） 学校教育課長にお伺いいたします。

南国市の小中学校の音楽会は、数年前に終わっているというふうに思いますが、この複合型文化施設を建設するに当たって、その音楽会は復活するのでしょうか。復活すれば、教員の負担というものが新たに発生することになると思いますが、学校教育課長の答弁を求めます。

○議長（西岡照夫） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 数年前に約2年かけて、行事の精選について議論いたしました。全市的行事がその中で13あったんですが、そのうちの3つを改編するというところで、市の音楽祭については、その年を最後に中止になったわけです。中止をするときに、附帯意見として出ておったことの中に、そういった文化ホール的な施設ができたときには再度話し合いをしてくださいというような意見をもらっておりますので、そのときにはまた検討をするようにはしております。

○議長（西岡照夫） 11番前田学浩議員。

○11番（前田学浩） 教員の負担感というのは、非常に今、国レベルで言われてることでございますので、その点については、ぜひお考えをしていただきたいというふうに考えます。

市長にお伺いいたします。

前橋詰市長は、今回のこのホールについては、福祉機能を持たせた施設にしたいということをやっているとっておられたんですが、この福祉機能というのは今回全く飛んでいると思いますが、それはどうなったのでしょうか、市長に答弁を求めます。

○議長（西岡照夫） 市長。

○市長（平山耕三） 福祉機能を持たせるっていうイメージが、高齢者の集えるようなスペースの確保っていうことであつたというふうに思います。それと複合的文化施設っていうことと

直接高齢者が集えるっていうこと、複合的文化施設といいますか、ホールを含む部分と高齢者が集えるっていう部分、両方を兼ね備えた施設にしたいというふうなことで、公民館の合築に伴う活用の上で、高齢者も集える施設というふうに言ってたというふうに私は思っています。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 11番前田学浩議員。

○11番（前田学浩） この高齢者が集う施設ということでございますが、例えば私が日々感じていることは、高齢者というのは自分ところの自治公民館へ行くことすら大変なんです。例えば稲生地区で言いますと、13自治公民館がありますが、そこに集まることは簡単でしょう。でも、学校の稲生ふれあい館へ来てくださいと言うと、それはノーなんです。それはノーです。それを今、市長は高齢者をどの地域の方の高齢者と言ってるかわからないですけど、高齢者を集うというのは真ん中に来なさい、大きな施設に来なさいということは、私はノーだと思っております。これは問いません。

生涯学習課長は、これまで福祉事務所に長くおられたと思いますけれども、南国市で今必要なのは、私の思うことですよ、高齢者が来れないホールを持つ機能の複合型文化施設でしょうか。もっと大変な市民の方が多くいるのではないのでしょうか。セーフティーネットの機能がこの複合型文化施設で可能でしょうか、御所見をお伺いいたします。

○議長（西岡照夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 私、平成26年度から28年度まで福祉事務所長を務めておりました。その中では大変な思いをしておる方も、じかに接してきたわけです。

このたびの複合的施設、もちろん大篠公民館としての機能もございますので、高齢者の教室のようなものであるとか、敬老会であるようなものとか、当然行われることにはなっておりません。中央公民館としての機能で全市的に集まるのかということですが、例えば戦没者追悼式なんかですと、送迎があればアンジェブランのほうへ集まっておるということで、自前の足でとなると、確かに難しい面があるのかもしれませんが。一方で、中央高齢者教室とか社会福祉センターで市内の大部分で行っておる、多分大方の部分が社協の3階を使っておりますが、それは盛況でございます。集まりやすいところであれば、ある一定の数の方は集まっていたのかなと思いますし、先ほど申しました大篠地区公民館としての機能もございますので、そういうことで高齢者が集まりにくいという部分は一定あるにせよ、有効な施設だと思っております。

もちろん、福祉事務所におりましたときに、生活保護、障害児通所支援事業費とか、一般財

源のほうがどんどんどんどん伸びていってまいります。負担金や補助金があると申しまして、一般財源のほうもどんどんどんどん微増ではありますが上がっていく状況ですので、決してコスト増につながらない、ランニングコスト等も含めて最小限といいますか、メリットを生かして、余り市民生活に過度の影響の出ないような設計を考慮していきたいと思っております。

以上です。

○議長（西岡照夫） 11番前田学浩議員。

○11番（前田学浩） 地域コミュニティの再構築ということで、私自身も長く考えてきたつもりでございますが、この地域コミュニティの再構築を妨げる大きなハードルに、私は経済格差、意欲格差というものがあるというふうに感じております。このハードルを越えない限りは、地域コミュニティの再構築なんて数十人がわあわあ言ってるだけで終わってる社会なんですよね。ですから、地域コミュニティの再構築、地域の人々のきずなづくりという前に、経済格差をなくすとか、貧困の連鎖を防ぐとかいうことを先にしないと、その後のことは一切できないというふうに、自戒の意味を込めて今反省しているところです。

それで、もう10分も切ってきますので、新しい公民館、今求められる公民館とはどういうことかなって考えることがたびたびございます。おかげさまで、国社研なんかで、公民館専門研修とか国社研で行われる社会教育主事講習なんかに呼ばれるようになりました。生意気ながら背伸びをさしていただいているのは、背伸びをすることによって、私はほかの人から得るものがあるということで、無理な背伸びをして、そんなところで生意気な顔をしてしゃべってるわけです。

そこで、今新しい月刊公民館の8月号で、明治大学の小田切教授と東大の牧野教授が公民館を舞台にした地方創生っていうことを2人が本当にビッグ対談として、長く20ページぐらいの対談集が出ております。小田切教授は、地方創生内閣府の地域課題解決のための地域運営に関する有識者会議で座長をされております。そこで、公民館とは、やはり自治公民館が基本にならないといけないということを結論づけて話されてます。これは、長野県の飯田市とか島根県の雲南市とか、非常にトップクラスを走っている自治体を調査した上で、なお飯田市の自治公民館を調査をしているというのが現状でございます。

それで、牧野教授は社会教育の第一人者でございますが、公民館を趣味の共有の場ではなく、人間関係や生活を豊かにするための場として利用してもらいたい。これからの社会は、人間関係の構築、つながりを大切にしなければいけないんじゃないかというふうに常々おっしゃられております。

それで、これも生意気ついでに言いますと、稲生地区の地域運営組織の紹介も、そのビッグ対談の最後の半ページで紹介されておりますので、ぜひごらんになっていただきたいというふうに考えております。

最後のほうで生意気なこと自慢話も言いましたけれど、地方創生というのは、公助によるまちづくりから自助、共助によるまちづくりへ変えていくということです。この政策の肝を誤ってはいけません。もう一度言いますけれど、地方創生とは、公助によるまちづくりから自助、共助によるまちづくりに変えていくことです。これをしない限りは、幾らお金があっても足りません。ぜひ、自治の力をもう一度南国市に取り戻すためにも、先ほど言いました地方創生の肝を揺るがさずに、公助によるまちづくりではなく、自助、共助によるまちづくりというものにしていただきたいと思いますというふうに思います。

最後に、ファシリティーマネジメント、公共施設マネジメント基本計画については、ぜひ我々市議会議員、さらに市民にもオープンにさせていただいて、今やるべきプライオリティの高い施設は何なのか、というのを堂々と市民に伝えてもらいたい。堂々と市民に伝えて、複合的文化施設がプライオリティの高い施設だということであれば、それをやっていただくということをお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西岡照夫） 8番高木正平議員。

〔8番 高木正平発言席〕

○8番（高木正平） 一問一答という質問形式が新たに始まりまして、先ほどは前田議員がスパスパッと質問をされました後、大変な戸惑いもございますが、一問一答形式で質問をさせていただきます。

質問の一つは、津波対策でございまして、一にも二にも注視すべき重要な側面であることから、毎回質問をさせていただいておりますが、通告いたしました質問、前段に質問の視点も申し上げながら、質問をさせていただきたいと思います。

まずは、平山市長にお伺いいたします。

以前、率直な気持ちをあ行の言葉で表現した記事を見たことがございますが、私は明るく、朗らかな、笑いなど形容するは行で、まずは一言申し上げます。まず、はからございますけれども、橋詰市長に感謝とねぎらい、平山新市長にお祝いと敬意、副県都南国市、平穏で安心・安全の南国市、ほっと過ごせる南国市。目指す市政、まずは所感をお聞かせいただきたいと思いますところでございますが、8月6日、高知新聞朝刊、市長就任の日でございましたが、横顔と

いう枠でしたが、若者の住む市にというタイトルのインタビュー記事がございました。その中に、これまでの務めの中で一番の思い出として、高知国体の準備を上げられておりましたが、どっちを向いても手探りで、知恵を絞り、汗をかき、前に進めてきたとこのように書かれており、まさに前例のない、前例にとられることのない新たな発想や魅力の創出、魅力の掘り起こしなど体得された平山市長でございます。今、求められている独自性で実効あるプラン、市政のあり方、先ほども前田議員の御指摘もございましたが、仕事の仕方につきまして、まず所感をお伺いいたします。

○議長（西岡照夫） 市長。

○市長（平山耕三） 高木議員さんから、新市長としての所感ということでございますので、お答えいたします。

先ほど高木議員さんから、市長就任日の高知新聞でのインタビュー記事について御紹介いただきました。その中で、市役所生活での一番の思い出としまして、2002年に実施された高知国体の準備に担当として携わった経験を上げさせてもらいました。まさに手探りの状態で、民泊も含め、地域の皆様と知恵を絞りながら準備を行ったことが思い出されます。おかげさまで無事に国体は成功し、行政においてはいかに地域の皆様、市民の皆様の協力が必要であるかを改めて実感した次第であります。

このたび、橋詰前市長の健康上の理由による任期途中の退任により、市長選挙に出馬させていただき、無投票での当選とはなりましたが、多くの市民の皆様の御支援を賜り、南国市の市政運営の重責を担わしていただくことになりました。31年間に及ぶ行政経験を生かし、今後4年間、市民の皆様の期待に全力で応え、市政推進に取り組んでいく所存であります。

所信につきましては、議会初日に申し上げましたとおりでございますが、また具体的な取り組みにつきましても、先ほどの土居篤男議員の御質問においてお答えしたところであります。

これからも活力ある南国市を維持していくためには、人口減少対策に取り組まなければなりません。若い世代に住んでもらえる活力ある南国市にしたいというのが、私の一番の思いでございます。

独自性のあるプランということでございますが、実効性のあるプランと具体的な施策では、今まで掲げております海洋堂文化的施設に加え、今後は図書館の整備ということも今後の課題でございます。これらを実施するには、やはり大きな財源が必要になってまいります。その確保のためには、例えばふるさと寄附の利用目的に海洋堂ものづくりサポートセンター基金など、具体的な特定目的基金を設置し、それを全国にPRすることで、より多くの財源を確保するこ

とができるのではないかと考えております。

これからのふるさと寄附金は、市民の寄附には記念品は出さない制度となる予定でございますが、文化的施設や図書館整備に対する基金は、市民の皆様に税控除の内容とともにアピールすることで、記念品がなくても御協力いただける方も多いのではないかと考えています。それをぜひとも今年度中に進めていきたいと考えております。

そして、市政のあり方、仕事についてということでございますが、市政を進めていくには、やはり住民の皆様の声をお聞かせいただく機会をつくる必要があると考えています。住民の皆様のお考えられている御要望をお聞き、その実現に向けて取り組むことが必要です。全ての御要望をかなえられることはできないかもしれませんが、地域課題解決に向けて考える姿勢は常にもたないといけないと考えています。

また、仕事の仕方という面では、もちろん住民目線で相手の立場に立ったものの考え方をするということが基本であると考えています。そして、仕事を進めていく上で大切にしたいのは、三現主義といいますか、現地、現物、現人という言葉があります。それを大切にしたいと考えています。現地に行き、ものを見、触れ、そして現地の人のお話を聞くということがなければ、物の本質というものはわからないと考えています。今後もそういう考え方、そういう姿勢をもって市政を推進してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 8番高木正平議員。

○8番（高木正平） 早速、市長のほうからは所感をお伺いさせていただきまして、ありがとうございます。その市長の先ほどの所感の中にも、幾つか出てまいりましたけれども、考える姿勢、見る、触れる、そして聞くというふうな言葉もありましたけれども、それらのことごとをそれぞれ担当の部署、領域で直接住民の皆様方と日ごろから話し、あるいは聞く、そしていろんな情報を見聞きする。そのようなことから、やっぱりそれぞれの部署の中で、今ここにいらっしゃる皆様方が一級のプランナーとして、実効性ある取っておきの創意工夫というふうなものへの取り組みも今後ますます必要かと思っておりますけれども。差し当たり、企画部門とか生涯学習の部門とか健康領域の部門とか、直接市民生活の中の大きなうねりにもなり得るような新しい市政への取り組み談、市長の所感を受けまして、どのようにお考えになっていらっしゃるのか、お聞きできればと思います。

○議長（西岡照夫） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） まず、市政に取り組む姿勢としまして、特に若者が住む市に向けて

ということにはなりますけれども、実効性のあるプランということでございますけれども。特に今すぐに効果があらわれるというプランについては、今のところ特に持っておりませんけれども、1つ挙げるとするならば、市外、県外からの移住促進という意味では、本市にはこれからまだまだ可能性があると感じております。県の統計によりますと、昨年1年間の県内の移住者では、20代から40代が全体の8割を占めておるという状況でございます。これをいかにして定住につなげていくかということが鍵になってこようかと思っております。

現在のところ、本市への移住者の数はそれほど多い数ではございませんけれども、移住に向けた相談件数はふえておる状況でございます。本年度からは、市内全域の空き家の実態調査も実施をしております、調査結果で把握しました空き家を移住促進に活用するなど、若い世代の定住に向けまして、移住促進の取り組みを一層推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 生涯学習課におきましては、スポーツも含めまして、場としての提供を、中央公民館、大篠公民館の建てかえや2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿地に適合するため、スポーツセンターの必要な場所について改修・修繕を行ってまいります。機会の提供といたしましては、各公民館や、総合型地域スポーツクラブまほろばクラブ南国と連携して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（西岡照夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（島崎 哲） 高木議員の御質問にお答えいたします。

南国市では、市内各地区の健康文化都市づくり推進委員や食生活改善推進委員の皆様と連携しまして、健康フェアやなんこく食育祭り、健康づくり講演会などを開催しまして、第2期健康増進計画「健康なんこく21計画きらり」の目標であります、健康寿命を延ばそうを実現するための啓発活動を行っております。

また、当計画では、ライフステージごとの具体的な取り組みとしまして、妊産婦への支援体制の強化を掲げております。妊産婦への支援としましては、平成27年度から助産師が出産早期の産婦や新生児の家庭へ訪問しまして、産婦やその御家族に相談・支援を行っており、また平成28年度からは、子育て世代包括支援センターを立ち上げ、産前から妊婦を把握しまして、支援の必要な家庭への支援プランの検討を行い、福祉事務所や子育て支援課と連携することによりまして、重層的に支援を行っているところであります。

今後もこれらの活動を継続しまして、市民の健康増進を図り、また子育て支援を充実させていくことにより、若者に住んでもらえる南国市の実現に向け、努力してまいりたいと思います。

○議長（西岡照夫） 8番高木正平議員。

○8番（高木正平） この健康領域の件に関しましては、これまでの健康福祉センター所長の非常に熱心なお取り組みの成果が、やはり今もって市民の健康に大きな結果として存続しているように思いますけども、新しいまたセンター長の創意工夫も加わることで、これからここで御質問をさしていただくことに、課題が見つけれられそうな気もいたします。お取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

今、企画課長が申されました移住の件で、先ほど前田議員も言われた文化施設のことも絡めながら、芸術とかあるいはアートとかいうふうな側面での移住というものについて、南国市の北部地域には、白木谷の国際美術館という県内でもまれに見る大規模な、そして相当ひかれる魅力的な作品が随分と設置されているというか、アートの世界を醸し出しておりますけれども。そのあたりの南国市の既にある土壌、そのことも含めて移住というふうなことへの視点の中で、芸術、アートの面からは課長いかがでしょうか。

○議長（西岡照夫） 企画課長。

○企画課長（松木和哉） 先ほどの移住の件でございますけれども、確かに南国市にある資源というのを県外の方なんかに知っていただくということは非常に重要なことだと考えております。これから移住を進める上でも、そういう情報発信ということも必要になってまいりますので、本年度ホームページにおきまして、移住者に向けた南国市のアピールもするように、ページも開設するように準備を進めております。その中で、南国市の魅力についても伝えていければと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 8番高木正平議員。

○8番（高木正平） ありがとうございます。その文化会館をこれから、構想といいますか、建築に向けていろんな意向を出し合い、情報とか要望とかいうものを聞き合う機会がまさに始まるのかなというふうな前段だと思うわけですが、そんな折に、この空き家があるから、こういう自然環境の中での築何年の空き家というふうな、そのことが一番大きな関心にもなるかもわかりませんが、移住の発端として、この地域にはこういう芸術とか文化とか、しかもこれからつくろうと全くないつくろうとするような事柄にも相当大きな気持ちで参画もしていただけるというふうなことも、移住の要素になることかなと思ったりもすることもあり

ます。今、それぞれお三方の課長さんのみにしかお聞きできなかったですけども、来年度予算の中に要求して、実現ということへ新たな手だてとして、プランとして打ち出せるものがあれば、ぜひ来年度予算の要求も含めながら、お考えになっていただきたいと思います。

続きまして、通告をさせていただいております2つ目の質問でございますけれども、6月のことでございましたが、国の文化審議会の答申を受けまして、新たに文化財の指定や登録が行われ、1605年の慶長南海地震、1707年の宝永南海地震、1854年の安政の南海地震など、その被害と教訓を伝える南海地震徳島県地震津波の碑が登録記念物として登録されました。

以前、私はこの一般質問で、本市の琴平神社の玉垣に残る被害の様子を防災活動の啓発にと申し述べたことがございましたが、防災教育での教材活用とか、その活用方法とか、また南国市のくらしなど、副読本への取り組みなども含めて活用啓発など、どのように行われてきたのかお聞きいたしたいと思います。お願いします。

○議長（西岡照夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 琴平神社の玉垣について防災教育にどう取り入れているかということについてですが、琴平神社自体、その場所を避難施設として活用はしたんですが、現在、防災学習の中で、その玉垣を教材にした学習には至っておりません。

ただ、小学校で活用しております副教材、南国市のくらしとか、南国市の歴史であります、これは3年に一度、部分的な改訂を行っております。直近の編さんでは、津波のハザードマップや14基の津波避難タワーが建設されたことなんかを取り入れましたが、歴史教材を入れるまでには至っておりません。次回の改訂は、学習指導要領の改訂にかかわって副教材も大きな改訂になりますので、その機会に防災遺跡を掲載する計画で、現在検討をしております。

以上です。

○議長（西岡照夫） 8番高木正平議員。

○8番（高木正平） 来年、副教材の改訂版をということで御検討していただけるというお答えをいただきましたけれども、この玉垣も含めて防災教育の啓蒙啓発教材にというふうなことを一般質問で提案をいたしましたのは、平成24年の議会でございますので、その間に1度の改訂の折には、別のいわゆる改訂項目を優先されたということなんでしょうか。ぜひ来年の改訂には、このあたりのことにつきまして現地をごらんになった中で、どのように防災教育としての非常に効果的な活用法、掲載方法をお考えになっていただきたいと思うところですけども。毎年、小学生の夏休み教室とか、それから一般の方々を対象とした文化財めぐりとか、こういう恒例の行事が行われていると思いますが、この玉垣も含めて、このような教訓を示すような

防災にかかわる箇所についての活用など、今後計画していただきたいと思うところですが、そのあたりのいわゆるフィールドワークにつきまして、副読本への掲載とあわせて、どのような取り組みをこの後、早速取り組まれるのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（西岡照夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 現在、夏休み教室とか文化財めぐりについて、防災教育を特に取り入れた例はございませんが、せっかく御提案をいただきましたので、今後、恒例になっておる事業の中で、取り入れが可能かどうかということについては検討してまいりたいと思います。それから各学校で、現在こういった防災遺跡と申しますか、こういったものをどれぐらい取り扱っておるかということについて、現在私のほうも情報を持っておりませんので、いま一度防災に関する教材が妥当なのかどうかということも含めまして、情報収集をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西岡照夫） 8番高木正平議員。

○8番（高木正平） 教育次長が教材として妥当かどうかというふうな答弁の中に言葉を受けとめましたけれども、徳島県の碑と同様、県下にも貴重な地震津波の碑があると思っております。登録記念物を目指せということでは全くございませんけれども、その所在やあるいは碑文やそこに書かれた教訓、内容を知ることというのは大変重要なことと考えますので、県内市町村の連携と申しますか、スクラムを組まれていただいて、その所在や碑文の内容などを、ぜひこの県下の生かす方法、手だてなどにつきましていかがなものか、教育次長さんも含めてですけども、危機管理課長あたりにもそのあたりをお伺いしてみたいと思います。

○議長（西岡照夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人） 昨年度は防災教育の研究がありまして、高知大の客員教授である岡村先生にも、その遺跡のことについて随分御指導を受けました。そういったことも含めて、危機管理課、担当課とも検討しながら、どういうふうにしたら生かせるかということは今後考えていきたいと思っております。

○議長（西岡照夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） 県内の碑文の調査、記録など行うとなると、教育委員会またそれ以外、県教委だとか、県の危機管理部、そことも話をしながら、全県下の連携をとっていききたいと思っております。それ以外にも高等教育機関との支援などについても検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 8番高木正平議員。

○8番（高木正平） 御承知と申すけれども、琴平の玉垣には、私自身も石碑を見て、読んで意味を解釈するというのはなかなかできないわけですが、書かれてあるものを見ますと、この琴平神社の周辺に住むはずのない大きな神がウヨウヨそこでお住まいしていたとかいうふうな、子供にとっても、大人にとっても大きな驚きでありますし。それこそ長い間ここがつかちよつたと、いうことにもなりかねんような事実をそこに記されたものでございますので、ぜひ生涯学習課長いかがでしょうか。文化財的な価値からということになると、即とはまいりませんが、そのあたりも踏まえて、現状をどのようにすれば、かつて書かれたその先人の息吹を今に伝えて、それこそ保存することにつながるかどうか、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（西岡照夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 三和琴平神社の玉垣の碑文につきましては、特集歴史から学ぶ南海地震として、以前広報に浦戸稲荷神社、野市上岡八幡宮とともに紹介されたことがございます。所有者ですとか、文化財審議委員会とかいろいろあります。文化財、県、市、国、指定の云々はともかくとしまして、少なくとも記録保存はされるべきものだと考えます。

以上です。

○議長（西岡照夫） 8番高木正平議員。

○8番（高木正平） ありがとうございます。

次に、これもまたこれまで、この議会で一般質問ということで申し上げてきたことでございますけれども、手押しポンプ井戸の設置につきましてお聞きいたしたいと思っております。

井戸の設置につきまして県は、市町村に対する補助制度を設け、整備の後押しをしているように伺っておりますけれども、この井戸の設置に際しまして、県の支援、また補助の活用状況はどうなのかお伺いたします。

○議長（西岡照夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） 南海トラフ地震の防災対策に関し、高知県から市町村に対する補助制度で、高知県地域防災対策総合補助金と高知県避難所運営体制整備加速化事業費補助金の中に井戸を設置するメニューがあります。本市としましては、これらの補助制度は活用しておりますが、避難路や避難誘導灯の整備、また自主防災組織の再整備事業など、他のメニューを実施しているため、井戸の設置については活用しておりません。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 8番高木正平議員。

○8番（高木正平） 県の手押しポンプの後押し補助事業というのは、大きな県の防災対策事業の一つのメニューということで、本市では手押しポンプの設置についての申請というか実施には至ってないというふうに理解したらいいのかなというふうに思いましたけれども、これからこの制度についての活用についてはどのようにお考えになっておりますか。

○議長（西岡照夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） 避難所への設置につきましては、井戸の整備につきましては、この事業については対象となります。他市町村の活用状況についてですけれども、防災対策総合補助金では、平成26年度に4市町村8カ所、27年度4市町で12カ所、28年度には1市1カ所、それから避難所整備補助金では28年度に1市4カ所、合計25カ所が活用されております。本市としましては、地震発生後の井戸水の活用については、指定避難所からの距離の問題や地震発生後の濁りや水質の変化、水量の問題、また水脈が切れるおそれもあるため、今のところ積極的な活用は考えておりません。

○議長（西岡照夫） 8番高木正平議員。

○8番（高木正平） もう既に他市町村では、25カ所のこの補助制度を活用した新たな整備が完了したというふうに今お聞きいたしましたけれども。新たに整備する思いというか、計画がないという課長の考えですけれども、じゃあ現在、個人の方がお持ちの井戸のいわゆる手押しポンプ、つるべがあるとか手押しのポンプの設備があるとか別にして、くみ上げることができるような井戸は現在市内に幾つあるとか、そのあたりのことの把握はできておりますか。

○議長（西岡照夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） 個人の井戸につきましては把握をしておりません。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 8番高木正平議員。

○8番（高木正平） これも高知市の情報ですけれども、高知市は個人が所有する井戸を災害時に活用する災害用協力井戸という制度で、個人と行政がその制度をもって、いざというときには活用するというふうなことを推進されているようですけれども。今課長のほうから個人が所有する個人の財産の井戸の把握はできてないとしたら、今後する必要があるのかも含めて、したとしてこういう形での災害時に必要なときの使用に関しての意思確認みたいな、そのあたりまでの思いはいかがでしょうか。

○議長（西岡照夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） 災害発生時に水道の給水がとまった場合には、個人の井戸を飲料水以外の生活用水として利用することについては、避難所からの距離の問題もありますけれども、一定有効なものであるとは思いますが、しかしながら、その井戸自体を直接市が活用するということではございませんので、実際には地域での共助という形で活用することになると思います。ですので、この井戸の把握等々につきましては、自主防災会として把握しておいたほうがよいと思います。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 8番高木正平議員。

○8番（高木正平） 危機管理課長にお答えをいただきましたが、加賀の千代女の有名な一句を思い起こします。井戸の周りでは人々のコミュニケーションが深まりますし、被災後、大きな痛手からも立ち直ろうとお互いに奮起できるそんな周辺になるのかなと思いますので、この井戸の存在につきましては、少し注視して取り組んでいただければというふうな思いを申し上げておきたいと思います。

引き続きまして、上下水道局ですけれども、耐震性貯水槽の給水訓練につきましてお伺いをいたします。

前浜の伊都多神社境内ですが、津波避難タワー伊都多タワーの南側に耐震性貯水槽が完備をされました。先月8月20日、朝からまことに暑い日曜日でしたが、耐震性貯水槽の給水訓練を実施していただき、職員の皆様にまずは感謝を申し上げます。訓練開始までの準備は、その職員の方々が大汗をかきながらの作業で、給水訓練は初めてということもあったのでしょうか、取り付けや手順、その作業分担、作動まで、随分難儀もしているようにも見受けましたが。実際被災後、給水が必要になりましたとき、周辺の近隣のお住まいの方々がそこに来て、その作業を実施するとした場合、その訓練を踏まえて、留意事項、あるいはまた反省などございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（西岡照夫） 上下水道局長。

○上下水道局長（橋詰徳幸） 留意事項でございますが、貯水槽のマンホールは非常に重たいものでございますので、開閉時にマンホールで足をけがをしないように、開閉方法など、器具の取り扱いなどについて注意する必要があります。

次に、反省点でございますが、給水活動を行うまでの一連の流れが、市民の方が見てすぐに理解できるようなマニュアルを整備しておく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 8番高木正平議員。

○8番（高木正平） 大変重量のあるものを移動しないといけないとか、手順についてもマニュアルをお示しする必要があるというふうに、実際初めての給水訓練でそのようなことを実感されたというふうに受けとめましたけども。ぜひ頻繁にというわけではございませんけれども、繰り返しこの訓練の実施をしていただかないことには、住民みずからがその場所で、その重たいふたをあけるといふような行為を行うということは、また極めて危険なことと思いますので。その機会を通して重たさをよく知ることであり、そして手順をよくわかるために、マニュアルに示されたその手順をどのようにお互いが分担してというふうなことで、体験することの必要性を強く感じております。

あわせて先般は、地域の方々大勢お集まりでございましたけれども、今後、例えば保護者会の方々とか、PTAの方々とか、比較的若い方々を対象としたそのような機会も必要かなと思いますけれども。長年、地域防災にかかわった方々が中心で訓練を実施されておりますけども、折には、そういう対象者を絞ったこれからの防災を担っていく方々も含めて、何よりも大切なお子様を家庭でお育てになる方々を対象として訓練をやることも、訓練の非常にこう熱意といえますか、真剣さもまた改めて違ったものが出てくるかもわかりませんが。そのあたりの訓練の機会につきましては、いかがお考えでございましょうか。

○議長（西岡照夫） 上下水道局長。

○上下水道局長（橋詰徳幸） 今回の給水訓練では、まだまだ災害時には対応が不十分でございますので、地元の要請があれば職員が出向き、貯水槽の操作方法や接続訓練等につきまして、災害時に円滑かつ迅速に、給水活動が行えるように今後給水訓練を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 8番高木正平議員。

○8番（高木正平） この耐震性貯水槽というのは、水道計画に基づいて既に4カ所完備されておると承知をしておりますけれども。今局長が言われた訓練の実施につきましても、少しリズムカルにといいますか、例えば9月1日、もう終わりましたけど9月1日とか、12月21日とか、1月17日とか、3月11日とか、それぞれ何らか防災をすごく意識してしかるべき日に合わせて、対象者も若い世代も参加できるような機会を検討されまして、4カ所全ての耐震性貯水槽の実施訓練を繰り返し行うことで、いざというときの給水の確保に当たっていただくよう

な取り組みを引き続き実施していただくようお願いしたいと思います。

その訓練の日でございましたけれども、危機管理課の野村係長から家庭防災のレクチャーがございまして、大変わかりやすく市の助成制度のことなども紹介をしていただきまして、防災の意識もさらに高まったと思いますけれども。その野村係長の説明の中で、通常1人の人が一日に必要な水の量は、バスタブいっぱい300リットル程度でしょうか、飲み水としては、1日3リットル程度でしょうかということの説明もしてくださっておりました。

いざその耐震性貯水槽の水が必要となったその時点で、訓練の折は大きなホースでポンプアップするやり方と手押しポンプを2基セッティングして、それぞれ水の出し方の訓練がありましたけれども、野村係長の説明をそのままこの緊急時に必要になったときに、水の供給の方法としては、ポンプアップでドバツと出す場合もそれは必要だと思います。給水タンクに積み込むという場合そうですけれども、近隣の方々が3リットルあるいはバケツ1杯の水を必要とする場合は、まさに手押しポンプでの備えられた設備を使うことが、効率というか必要性が生じると思いますけど。この手押しポンプの耐震性貯水槽からくみ上げる手法につきまして、局長さんもう一度、訓練の実施の状態を振りかえりながら、手押しポンプの作動について、これまでは2基でしたけども、3基は使えるとかいうふうな情報も聞いたことがありましたけれども、いざというときに、その対応として、設備として、実際のくみ取るこのやり方としていかなものかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（西岡照夫） 上下水道局長。

○上下水道局長（橋詰徳幸） 手押し方式についてですが、確かに3リットルを少人数に給水するだけでございましたら、手押し方式の普及を図ればよいのですが、実際の災害では、どれだけの人数が耐震性貯水槽に給水に来られるかわかりません。仮に何百人も避難者が来られた場合、手押し方式では労力などで給水に間に合わないため、ポンプアップ方式の普及を図る必要があると考えております。また、現在、各耐震性貯水槽の倉庫のほうに揚水ポンプ、手押しポンプを備えつけております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 8番高木正平議員。

○8番（高木正平） お聞きしながら、やはり耐震性貯水槽という設備が完備いたしましたので、これにやっぱりこのことで必要なときに、これがスムーズに供給できるような形の仕組みをこれからも繰り返し実体験していくことが必要かなと思います。その訓練の折には、消防本部からも大湊分団からも、それぞれ2台の分団の消防車もあるいは団員の方々も参加をされて

おりましたけども。御報告を受けて、手押しポンプ、ポンプアップ、そのあたりの訓練の状況と今後に生かせる訓練のことについて御報告を伺っておりましたら、消防長にお聞きできればと思います。

○議長（西岡照夫） 消防長。

○消防長（小松和英） 飲料水兼用の耐震性貯水槽につきましては、今までも整備をしたところ、地元の自主防災組織そして消防団の方が参加して訓練をしたものについては報告を受けております。またこれからもそれを継続していく予定です。

以上です。

○議長（西岡照夫） 8番高木正平議員。

○8番（高木正平） この耐震性貯水槽の訓練に、保護者会とかPTAとかという方々の若い子育て世代の方々をということで申し上げましたけども、その背景には、やはりその若い方々が消防団員として団員に加入をすることで、地域の防災力を担う一役を担えるんじゃないかなというふうな、そんなきっかけにもなるのかなというふうに思うわけです。いろんなところで消防団の募集の看板が掲げられたり、協力の店とかいうふうなことで、御案内もされておりますけども。やっぱり地域のまず自分の子供さんの命を生活をしっかり守るための体験を通す中で、地域全体の防災活動にも関心を持ち、そして消防団というふうなことにも加入ができるような、そんな機会としても捉えるべきことが、非常に地域防災の防災力の向上アップになるのかなと思いますけども。最後にいかがでしょうか、消防長。

○議長（西岡照夫） 消防長。

○消防長（小松和英） 議員おっしゃられましたように、幼年とか、最近発足しました少年消防クラブであるとか、そういった小さいときから防災活動に参加することによって、幼年、少年それから学生、それから消防団という流れをつくるのは非常に重要だと考えております。

以上です。

○議長（西岡照夫） 8番高木正平議員。

○8番（高木正平） ちょっと防災のテーマを変えますが、新市長の就任の8月6日、市長御自身もおっしゃっておいりましたけれども、台風5号の進路を警戒して、早々の任務は災害対策本部長として昼夜の警戒に当たられたようでございます。職員の皆様ともども本当に御苦労さまでございました。

この日、防災行政無線では、避難準備情報や高齢者等避難開始の情報を伝えて、あわせて避難所を開設したことも放送しておりました。その避難場所ですけれども、前浜も三和も後免も

それぞれ公民館と言って、避難場所は前浜公民館とそう放送しておりました。

以前、生涯学習課長に地区公民館の2つの条例設置につきまして、管理運営など見直してはというふうな御意見を申し上げたことがありましたし、つい先ほどは、前田議員から公民館のことにつきまして、実際自治公民館としての活動の状況を、部分でしたけども大変興味深く聞く機会をいただきました。また朝早々には、土居議員からじゃあどうやって避難場所まで行くのか戸惑いもあるというふうな御指摘もございましたけれども。避難場所は前浜公民館と放送されましたときに、住民のほとんどが前浜防災コミュニティーセンターと認識されている方の割合が多いのか、やっぱりあそこは前浜公民館と思い込んでおられる方が多いのか、それはわかりませんが、1つの施設を指す避難場所の呼称としては、ちょっと曖昧じゃないかな戸惑いを起こさす原因じゃないかなと思いますけども、このあたりいかがでしょうか。

○議長（西岡照夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） 今回の台風5号による避難所の開設は、市内全域17施設を避難所として開設しました。防災行政無線での放送につきましては、市内の4つの防災コミュニティーセンターについて公民館と表現をし、放送いたしました。これは放送時間の短縮を図ったものでございます。またエリアメールにつきましても、避難準備・高齢者等避難開始の発令のメールとして、その1、その2の2通のメールを送信しております。

その1では避難に係る発令内容と注意事項を、その2では開設した施設名を通知したものです。エリアメールには本文は200文字という字数制限があり、防災コミュニティーセンターと表示した場合、4施設とも表示した場合がありますが、字数制限を超えることとなります。そのためエリアメールにおきましても、公民館と表示をして送信をさせていただきました。防災行政無線の放送と、それからエリアメールにおいて同じ施設を別々の名称で表現した場合には混乱が生じますので、2つとも情報の発信ですけれども、公民館と表現をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 8番高木正平議員。

○8番（高木正平） 1つの施設ですので、1つの名称が一番適切かなと思うのは誰もそう思い抱きますけれども。じゃあ今、声として情報を流した場合には字数のこともあってというふうに説明をされましたけども、今後避難場所ということを示すとした場合、あるいは避難場所を地図として表示した場合、避難場所の呼称は前浜公民館ですか、前浜防災コミュニティーセンターですか。いわゆる活字で表記する場合にはやっぱり1つの名称で、言葉で表

現する場合と同じ名称を使うべきと思いますけれども、現在のところまだ避難場所、避難施設の施設場所を示す避難場所名称といたしますか、案内表示はないと思っておりますけれども、あるとした場合どうされるおつもりなのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（西岡照夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） 市の地域防災計画の中での避難所の名称でございますけれども、防災コミュニティーセンターとなっております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 8番高木正平議員。

○8番（高木正平） きょうここで整理できることは、案内表示するときは前浜防災コミュニティーセンターであって、緊急防災行政無線で避難場所を呼びかけるときは、字数の関係で前浜公民館と、そのように認識するということになりますか。

○議長（西岡照夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章） 今回の台風5号のときには、そういうふうな形で表示をさせていただきました。

○議長（西岡照夫） 8番高木正平議員。

○8番（高木正平） ぜひ、この施設を管理する生涯学習課長にお願いというわけでもございませんけれども、地域の方々は公民館運営審議会という目的の会議を前浜防災コミュニティーセンターに会場はそうですよということで出向いていくのは、今実際そのように繰り返して行われておりますけれども、今回設置条例云々は別にして、公民館の名称として、どなたもが愛着を持って、その施設への往来が頻繁になって、いざというときには、よりどころとして活用できるその施設の名称につきまして、2つあるというのはどうも混乱を起こすかなと思いますので、そのあたりのやっぱり検討というか、確定をしていただく必要があると思います。あわせて今、土居議員にお伺いしましたけれども、スポーツセンターを利用している方々への案内の避難場所は前浜公民館でしょうか、それとも前浜防災コミュニティーセンターでしょうか。仮に多くの方々がスポーツセンターを利用していたときに、突発的にその大勢の方々が避難場所として示されたそこへ移動したときに、これは危機管理課長のほうの領域になると思いますけれども、地域の自主防の方々は、その方々の受け入れについての戸惑いもなくスムーズに行くような訓練も行われていると思いますけれども、今は名称に限っていかげなところをお尋ねしたいと思います。

○議長（西岡照夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 愛着のある施設名称と申しますと、第3の名称を私どもがつけるということではないと思います。防災コミュニティーセンター、公民館どちらが認知がされておるのかというのを広く地区の方にお聞きしたいと思いますが。スポーツセンターのほうを承知してないのでお答えができませんが、防災コミュニティーセンターではないかと思うんですが、確信がないのでここを避けさせていただきます。

名称につきましては、防災コミュニティーセンター自体は社会資本整備交付金を活用して整備されたものです。一方、前浜の旧の公民館での活動を継承する国・県の公民館研究会、県内の公民館連絡協議会への参画等のため、地区公民館と県で位置づけておるものです。どちらがいかについて、とっさの場合、先ほどの字数制限の話もあるので、地区の方にどっちが浸透しておるのかについては、広くお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（西岡照夫） 8番高木正平議員。

○8番（高木正平） ありがとうございます。

また、引き続き関心を持ってお尋ねしたり、また御提案をさせていただきたいと思います。続きまして、南国市のお土産につきまして、お伺いさせていただきます。

6月の定例会で小笠原議員が質問をされました南国市のお土産、小笠原議員には事前にお許しをいただきまして、全く同じ文言で通告をさせていただきました。郷土の懐かしいお菓子、小笠原議員が言われた忠がしやケンピなどでございますが、この議事録を拝見しますと、忠がしの忠がしは、私の子供の時分の記憶では中菓子と書いた上中の中菓子と書いてありましたし、今、量販店で売られているお菓子もそのような中菓子と書かれておりますけれども、小笠原議員の会議録では、忠義の忠を書いた忠がしということで記録がまとめられております。

この中菓子やケンピなどでございますけれども、主な材料は小麦粉やモチ米あるいは水あめ、黒砂糖、雑穀などで、古く室町時代から食べられていたようでございますし、宮城県のお菓子に仙台駄菓子という江戸時代半ばから伝わる素朴な味わいのお菓子がありますが、この小笠原議員が言われたお菓子はまさに土佐の駄菓子ということで、南国市のお土産ということで御提案されたと思います。

私もこのことを聞きながら、その同じ定例会では南国市の日本一ということを目指せということで、いろんな食べるものを中心にしたことで、御提示したことがございましたけれども。この駄菓子をリクリエートするとか、新たな開発を試みるとか、そのあたりのことにつきまして、小笠原議員がお尋ねになりましたことで、課長がお答えいただきましたことを聞きながら、

今回も改めてお伺いしたいと思うところがございます。

課長は答弁の中で、関係機関と協力をしてお菓子をつくるということを提案されましたけども、具体的にそこに行き着くまでにどのような経過を踏めば、この駄菓子へのリクリエートになるのかどうなのかというあたりは、課長どんなふうにお考えになっているのでしょうか。

○議長（西岡照夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 忠がし、ケンピといった伝統的な商品につきましては、こういったものをブラッシュアップし、商品の魅力を向上させることで、南国市のお土産として新たなニーズを生み出したり、市の特産品として発信していける可能性はあると思っております。

このような商品をリクリエートしていくためのプロセスのお話をいただきましたが、6月の議会でもお答えをさせていただいたとおり、誰が主体となって、どのような商品にし、どうやって流通につなげていくかということ、またそういう作業を行う中では、開発者や地域の方の商品に対する思いが非常に大切であると考えております。

市としましては、これまでもお菓子を含めて、さまざまな商品に関して、新商品の開発、既存商品のブラッシュアップに対する支援を行っており、成果を上げておる商品もあります。今後とも引き続き、商品開発に対する支援は行ってまいりたいと考えております。

○議長（西岡照夫） 8番高木正平議員。

○8番（高木正平） そこでその課長が言われる一步踏み出すためには、発端をどうすればいいかということになると思いますけれども。確かに小笠原議員も御紹介をされました前浜の非常に古い時代から製造しておりますお菓子屋さんもありますし、そこのお菓子屋さんがどのようにお菓子そのものの味わいは尊重しながら、パッケージとかあるいは販路の開拓とかいうふうなことになるかと、なかなかその一業者がそこまでということへの踏み込みは、条件的には難しいのかなと思いますけども。可能な手法として、行政としてかかわれる手だて、経費も含めてですけども、何か検討すれば踏み出せるとかいうふうなことがありましたら、お示しいただきたいし、実行できるようなことへの計画をちょっとお示しいただきたいと思っておりますけど。

○議長（西岡照夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 商品のリクリエート、ブラッシュアップにつきましては、既存商品を新しい商品として再開発していくための補助金を市のほうで用意をしております。パッケージを新しくして新しいターゲットに対して売り出しをしていくであるとか、商品自体の中身を変えて一步改善を加えた商品として売り出していくというような取り組みに対しては、市としても支援を行ってまいりたいと思っておりますし、駄菓子について当てはまるものかどうかは

わかりませんが、商品を売り出すために商談会へ行ったりってということに対しての支援も行っておる部分はあります。

○議長（西岡照夫） 8番高木正平議員。

○8番（高木正平） 小笠原議員が御質問されました会議録の忠がしの忠義の忠という字を書いた忠がしというお菓子表示ですけれども、伺ってみますと、確かに我々子供の時分もその忠がし、同じ材料の味わいのもので、今は五、六センチの円形に土俵の仕切り線が入ったようなものがスッと塗られたものばかりですけれども、子供の時分には20センチぐらいの細長いものにそのような仕切り線が幾つも並んだようなものがありました。まさにこれがよろい甲冑のこの肩当てだったということで、土佐の武将のそのあたりを表したものだということを知ったことがありますけれども。岡豊町には元親飛翔之像ができております。課長に教えてもろうたことばかりですけれども、飛翔之像のことにしましては。元親そのものも若い時分には非常におとなしい色の白い姫若子と言われた子供の時代から、若武者になり飛翔之像となって、まさに武者として、きょうの高知新聞に出ておりました明智光秀の書状ですけれども、長宗我部元親を討ち滅ぼそうという信長のその策略に、光秀が本能寺でというふうな記事が、古文書が出ておりましたけれども。元親とこの郷土のお菓子を結びつけることを今しないと、南国に訪ねてきてやっと銅像ができて、飛翔之像ができたよということで、元親がそこに現実にあらわれましたので、やっぱり元親をお持ち帰りいただくためにも、何か一工夫のための実現への足がかりは課長の豊富な知識の中で、計画の中でいかがでしょうか、最後にお聞かせください。

○議長（西岡照夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 元親、長宗我部氏に照準を当てたお菓子をとのことですが、これまでも長宗我部をモチーフにしたお土産をというふうな相談をいただいたことがあります。相談いただいたんですが、やはり誰が主体となって、どのような商品を開発していくかという部分で、なかなか話が進まなかったという経緯があります。やはり、開発する事業者さんであったり、地域の方々であったり、その歴史的な資源も含めて、地域のそういう資源に対して思いを持っておるということが非常に大事になってくるんじゃないかと思います。長宗我部に対しましては、多くの方が思いを持たれていると思いますので、地域の特産品となる可能性は非常にあるのではないかと考えております。

なお、長宗我部に焦点を当てた商品としましては、現在、ももちかくんクッキー、クッキーなんですけど、であるとか、お菓子ではありませんが、県立の歴史民俗資料館のほうで、ももちか君ストラップであるとか、長宗我部の家紋入りのトートバッグ、フェースタオルなど非常に

たくさんの商品、グッズが販売されておりますので、こういった既存商品を南国市の特産品としてPRすることも続けて行っていきたいと考えております。

○議長（西岡照夫） 8番高木正平議員。

○8番（高木正平） どうも課長から説明を伺いまして、感謝の思いを伝えまして、私としてはこの後、課長がお答えされましたまともな経緯があるというふうなことを捉えまして、実に話題を全国に巻き、広く紹介しました生姜アメ研究会のことにつきまして、お伺いしたいなと思っておりましたけれども、10分を切りましたので、この生姜アメ研究会のこと、財源や支援の状態とか、やなせ先生のキャラクターのことなどにつきましては、次回に移らせていただきたいと思いますので、その点御了承いただきたいと思います。

最後に、全国レクリエーション大会のことにつきましてお伺いをいたします。

高知県の県政だよりさんSUN高知9月号でございましたが、スポーツを通じた心豊かに生き生きと暮らせる県づくりという特集記事がございました。皆様もごらんになったと思いますけれども、その2つ目の大きな項目として、健康増進につながる行事として、スポーツレクリエーション大会ということを実施していると紹介されておりましたけれども。ことしスポーツレクリエーション大会は、やはり県と高知県レクリエーション協会が主催をいたしまして、第35回ということで、10月8日に春野総合運動公園で開催をされます。

今回のこの大会は、全国レクリエーション大会 in 高知プレ大会と名を添えまして、実施をされるわけですが、その全国レクリエーション大会という大会、高知県では全く初めての開催で、来年の9月に行われます。南国市も種目別交流大会の会場として、スポーツセンターでスポーツ吹矢が2日間にわたって行われることで進められておりますけれども。生涯スポーツということの推進、そのことでこれまで運動の機会が少なかったり、あるいは運動が苦手な運動することが生活の中になかったとか、そんな方々も含めて運動の底辺を広げることでの大会のきっかけにしたいと思っております。生涯スポーツを推進する課長の思いを一言お示しいただきたいと思います。

○議長（西岡照夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 平成29年度南国市教育振興基本計画中、生涯スポーツの推進のページでは、市民のスポーツ活動の普及と振興のため、いつでもどこでも気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができるよう、生涯スポーツ社会の実現を目指すと考えています。行政の役割は、場の提供としての施設の整備のほか、機会・動機づけの提供になろうかと思っております。スポーツ推進連絡協議会では、さわやか健康ウォーキングのような誰もが参加しやすいイベントを

実施しておるほか、各地区の公民館サークル、地域総合型地域スポーツクラブまほろばクラブ南国にも、特段競技経験を必要としない多彩な活動がございます。来年の全国レクリエーション大会は多数の方がお見えになりますので、運動をふだんなさっていない人へも関心を持っていただく機会になるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（西岡照夫） 8番高木正平議員。

○8番（高木正平） 生涯学習課長には、この後も引き続き大会の運営に当たりましていろいろとアドバイス、御支援をいただきたいとお願いを重ねて申し上げるところですけれども。来年度の全国レクリエーション大会 in 高知は、大会の参加者を1万人と想定して、私も高知県レクリエーション協会の役員の一員として、その準備に当たっておりますけれども、高知大会では健康で心身ともにバランスのいい生活が続けられるきっかけづくりになる大会を目指して、全国の仲間の皆様との交流や、南国土佐を存分に味わっていただける大会にとその準備を進めております。

平山市長、また大野教育長にはこの大会の役員として、実行委員として、ぜひ御承諾を願いたいという思いを持ち合わせながら、ぜひ高知での開催の折には、開会式あるいはレセプションへの御来賓としての御臨席もお願いを申し上げたいと思うところでございますけれども、高知県のみまだ未開催の開催が、来年やっとな実現することになりました。この大会への期待あるいはアドバイスなど、平山市長、教育長に思うところでございますけれども、時間的な制約があるとするならば、ぜひ平山市長お一人に、教育長にもぜひという思いは非常に熱い思いがありますけれども、まず平山市長にその大会の期待、アドバイスなど頂戴できれば幸いです。お願いいたします。

○議長（西岡照夫） 市長。

○市長（平山耕三） 思いをということでございますが、この全国レクリエーション大会、47都道府県ある中で72回でやっとな高知の開催ということになったということでございます。どうしてこう遅かったのかなとは思っておりますが、1万人規模の大会で県外から6,000人が来られるということで、非常に経済効果の高い大会であるというふうに思います。今まで南国市で、スポーツセンターを使って、スポーツ吹矢、実際、西日本の大会とか、開催していただいていたという経過はここ数年あります。前橋詰市長が、スポーツセンターに集まってきてくれる、サザンシティホテルを使ってくれるということを非常に喜んでたということをお見せするのを記憶しております。サザンシティホテルでは、カツオのわら焼きたたきをお見せする

というようなアトラクションも実施されたということで、全国からお見えになったお客様に非常に喜んでもらえたというふうなことも聞いたところでございます。

また、このスポーツ吹矢という種目につきましては、もちろん高齢者の皆様が実施できる競技でございまして、その生涯スポーツという面では、南国市民の皆様も非常に楽しめるスポーツではないかというふうに思うところです。これを南国市立スポーツセンターで、レクリエーション大会として開催していただけることをPRすることで、非常に競技人口の増加ということも見込めるのではないかとこのように思うところです。

ぜひともこの大会、私も国体に携わったということもありまして、こういう全国規模の大会、盛り上がった大会になってほしいと心より願うところでございますので、ぜひとも私の協力できるところは精いっぱい協力させていただきたいと思っております。成功をお祈りしております。

以上でございます。

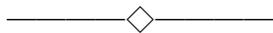
○議長（西岡照夫） 8番高木正平議員。

○8番（高木正平） どうも平山市長から教育長の分も合わせてということで、大変教育長には恐縮いたしますけども、心強いお力添えをいただく御挨拶をいただきまして感謝いたします。やっと高知大会ということをして市長も言われましたけれども、まさに平山市長、大野教育長というこの体制の機熟すのを待っての開催でございますので、お力添えどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 10分間休憩をいたします。

午後2時42分 休憩



午後2時51分 再開

○議長（西岡照夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。6番西川潔議員。

〔6番 西川 潔発言席〕

○6番（西川 潔） 本日最後の一般質問となりましたが、よろしくお願いいたします。

一問一答質問ということで、ちょっと時間の配分がわかりませんので、大きな質問の2問目と3問目を入れかえて質問をいたしたいというふうに思います。

私のほうからは、1問目には土地の評価と課税、2問目には国保の広域化、3問目には市街化調整区域の規制緩和、この3点でございますが、よろしくお願いをいたします。

固定資産税というのは、皆さんも御存じのように市の自主財源で、市民税と合わせて自主財

源60億円のうちの27億円ほどが固定資産税だというふうに、28年度ベースも1.4%に税率は下げましたけれども非常に大事な税金であると。その中には、土地だけではなく家屋、それから償却含まれておりますけれども、全てを固定資産税と、その三税で固定資産税ということでございますが。この税金は、利便性のよい土地を持っているというようところが評価も高いし税金も高い。考え方によると、国から土地をお借りしているその借地料のような気もするような税金でもございます。

この土地は、さまざまな地目がありますけれども、宅地と農地、山林、このようなものが地目的には大変大きい税金でして、宅地につきましても公示価格ですかね、一番南国市での評価の高いところというのは明見、グドラックの前のNTTドコモのところだったかなというふうに思いますし。安いところは桑ノ川、中ノ川あたりで、平米単価が2,000円とか3,000円とか坪単価が1万円に満たない。また、高いところについては恐らく6万円、7万円ぐらいになる、坪単価で二十二、三万円になるというようところで。言われているのは、総務大臣の示された評価基準によって評価するわけですがけれども、売買実例の7割を限度に抑えるということが示されておるところでございます。

また、農地については南国市の市街化調整区域、市街化区域の農地というのは宅地並み評価でございますので、調整区域の農地というのは高いところで10万円、12万円、安いところで、反当です、反当4万円っていうのが大体目安になっている。山林については、高いところが2万4,000円ですか、反当。安いところが1万2,000円ほどいうことでもございますけれども。この南国市全域に広がっている土地が同じ評価額ではないわけですし、この価格がその売買実例とか7割を限度というふうなものも含めて適当なのか、均衡がとれているのかいうところにつきまして、まず税務課長のほうにお答えをしていただきたいと思います。

○議長（西岡照夫） 税務課長。

○税務課長（山田恭輔） 固定資産の価格は、地方税法第341条第5号において、適正な時価をいうものと規定されております。この適正な時価とは、特別の事情のない通常取引において成立する価格をいいます。土地の適正な時価とは、売買実例価格から売り急ぎや買い急ぎなどの特別な事情による不正常的な要因に係る価格を除外した正常取引価格に基づいて求めることとされております。

このことにより、適正な時価において公平・適正な課税ができるよう固定資産評価基準の定めにより、不動産鑑定士に鑑定評価を依頼し、評価の均衡を保つため十分な助言をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 6番西川潔議員。

○6番（西川 潔） 全ての地目について質問をいたしますと、よくわからなくなるということがございまして、私も昨日医者へ行きましたところ、どこが悪いならと言いますので頭のほうと言いますと、あなたの場合は途中からでないから治らないとこのように言われましたので、かなり細かなところで区切って答弁をいただきたいというふうにも思います。

宅地でございますけれども、先ほど言いましたように、高いところでは、高いって言うたら悪いですが、評価の高いところでは公示価格の6万6,000円ほどのところで、それから一般的な調整区域の集落というようなところは2万円くらいから3万円くらい。それから北部へ行きますと、奈路あたりで7,000円くらい、白木谷で7,000円から7,600円、このようになっているわけです。私もその路線価を引く、それから山のほうに行くと、標準宅地から比準をしてその宅地の価格を求めるということでございますけれども。実は山のほうで、道もない、皆さんは沿線の道路沿いの宅地を見てこの辺の値打ちって思うかもわかりませんが、本当にもう見えないところにあるような宅地もございまして。私は少し、おおむね平場とか、その平場の宅地というのはそれなりに均衡がとれているのか、価格もいいんじゃないのかと思うんですが、山のほうについては、少し高く出ているんじゃないのかなど。例を言いますと、桑ノ川が2,291円ですから、これが坪単価にすると7,000円ほどになりますか。それから、中谷というところになりますと、1万円くらいになりますか。実際の実例、その売買っていうのがやられゆうかやられないか、なかなかそういう売買実例は少ないところではございますけれども、実際これで私は売れないというふうに思うわけですね。

その辺、課税をされてます市、税務課の課長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（西岡照夫） 税務課長。

○税務課長（山田恭輔） 議員さんのおっしゃられたとおり、場所によってはやはり実際の売買実例が少ないといったところもあると思います。また、先ほど答弁させていただいたように、不動産鑑定士といったプロの方にそういった評価をしていただいておりますので、その評価の中には、その近隣・周辺の売買実例なども考慮した評価書をいただいておりますので、そういったものを十分助言としていただいているというふうに判断をしております。

○議長（西岡照夫） 6番西川潔議員。

○6番（西川 潔） 不動産鑑定士が鑑定をするというのは、不動産鑑定士はあくまでも鑑定をするわけですし、評価額を決めるのは市長でございます。これは責任が不動産鑑定士にある

わけではございませんので、その辺をちょっとお間違いなく理解をしていただきたいと思いますところと。実は私がなぜこのような質問をするかという、北部の宅地が高くなるっていうのは、実は住宅特例というのがございまして、山のほうでは実際にその特例がきかないような宅地がかかっている場合がございます。特例がかかる場合は、4分の1とか2分の1とかいうような特例かかりますよね。ところが、特例がかからないようなところに宅地のようなものを持ってまして、山林にも何でも課税をされないというところでは、随分そこに負担感があるというところございまして。次の農地の評価課税ともつながりますので、少しそのことを頭の中に入れておいていただいて、農地のほうの評価いうものについてお聞きをいたしたいと思いません。

農地につきましては、平場で調整区域で12万円、それから山の例えば桑ノ川とか奈路とかいう山で4万円、というような評価でかかっております。農地とか山林については、不動産鑑定士が評価をしたものではない。農地は特に昔からの生産性とかいうようなものをもとに評価がされてきたんじゃないか。というのは、ええところで平場の半分ぐらい米がとれるかなというのが目安になって、こういうことをされてきたと思うんですけども。ここで国が、相続税だとか売買のときなんかには比準というようなことで、宅地もあるんですけども、農地のほうの倍率が高いもんですから言いますけれども、比準表というのがありまして、これは国が決めることだと言えはそれまでですけども、市の決めた評価額の倍率なんですね、これが。これも県道沿いだとかいろいろあるんですけども、この比準表を見ますと、山でも16倍だとかいうような比準表になるんです。とすると、4万円でそういう比準された今度不動産取得税だとかかかる場合には、60万円を超えるそこに評価がされるわけです。

平場のほうはそれなりに高いですよ。高くても、幹線道路沿いでも30倍だとかいうくらいが限度だと思うんです。そうすると、360万円とか400万円ぐらいですよ。そういうことから考えますと、山の農地の評価、これが非常に私は高く出ている。もう今は生産性ではない、農地を維持するのがやつのところにこのようなことでは、均衡がとれていないではないのか。農地の安いというのは、私一定の理由があってこれやられてますけども。何で例えば東工業の南側のマルナカのところにある土地が12万円で、桑ノ川の土地が4万円なのかいうところについては、やはり鑑定士の方に現在の農業の状況やら含めて、もっと税務課の職員方がきっちりそこを説明をして、もっと市民の方、納税者の方にわかるような、説明がつくような価格差を設けるべきではないのかというのを思いますが、いかがでしょう。

○議長（西岡照夫） 税務課長。

○税務課長（山田恭輔） 議員さんがおっしゃられるとおり、価格については市町村長が決定をすることになっておりますので、不動産鑑定士さんの評価は、あくまで助言をいただくといったこととなります。

農地のことにつきましても、そういった3年に1遍の評価がえに関しましては、やはりそういう不動産鑑定士さんとの打ち合わせの中で、そういったことも打ち合わせなども行っていておりますので、その辺はまた次回の、来年評価がえがございませけれども、そういったところにも検討もしていきたいというふうに考えております。

○議長（西岡照夫） 6番西川潔議員。

○6番（西川 潔） 次回っていうことを言われますと、評価がえが来年あるわけですので、私もなかなか、じゃあ次回にねということになるわけですが、さまざまな問題があるわけですね。実はちょっと宅地のことも後でって言ったのは、評価についても、谷底にある田を少し土を入れて埋め上げて日当たりのいい農地にしよう、もうつくらないから土入れて山にしようっていうふうなときにも、土を入れ始めるとすぐ雑種地ということで、その特例のきかない評価で税金が来ると。それは現況評価ということで決まっていますし、それはもう法で決まっていることではないでしょうかけれども、やっぱり一定目的を見たときには、そこは考えていただくということも大切だと思います。

そのことと一緒にですけども、含めてですけども、先日課長にお願いをしまして、一部の地域の現在の農地の状況を出していただきました。5集落ほどのものを北から順に言いますと、中ノ川に現在水田で課税しているところが4,181平米。言うとも長くなりますので、中ノ川で4反、大改野で2町5反6畝、黒滝で1町6反7畝、桑ノ川で5町8反9畝、約5町9反ですね、上倉で8町3反5畝、中谷で13町7反。畑も同じく大変な数字でございませ。

調べてみますと、この地域での農地、水田の引受面積というのは、桑ノ川に1反3畝、中谷に5反3畝。ほかには一切ございませ。多少水田もつくられております。

つまり、この6集落だけで、南国市の一部なんです、ほんの。そこで44町という農地での課税がされているわけですね。

昭和45年の稲作転換から始まって、ここ5年、10年のうちに、大変な農政の問題もあり、ほとんどのところが原野、山林化しているわけですね。そこ、雑種地でかけれるところはかけて、この山林でかけなければならないところを農地でかけているところについて、どのように認識しておられて、どのように考えておられるのかお聞きをいたします。

○議長（西岡照夫） 税務課長。

○**税務課長（山田恭輔）** 課税におきましては、現況の地目をもとに課税を行うようにしておりますけれども、先ほど質問にもありましたように、かさ上げの途中に賦課期日を迎えた農地が転用許可がおりていないとかいうような状況であれば、農地として地目認定をするようにしております。また、この現況課税とは、現地の利用状況だけではなく、その土地に係る法的な規制や許可、申請といった目に見えない現況も含んでおるということでございます。

課税が現況と合っていないと、農地が山林になってるといような形でいうところがございますけれども、こちらにつきましては固定資産税の係員の見回り、それと各課との連携情報、航空写真の有効な利用などによって、現況地目の確認に努めているというところがございます。

以上です。

○**議長（西岡照夫）** 6番西川潔議員。

○**6番（西川 潔）** 現況確認に努めておりましたら、これはほんの一部でございますから、特に山のほうがこういう状況ですけども、現況確認に努めていたらこういう実態はないわけですよ。恐らくこの6集落で山の、44町、40町を超える土地が農地で現在もされている。

これが、奈路それから白木谷、山のほうで言うと瓶岩、宍崎なんか除いても瓶岩のほとんどの地域っていうことになると、恐らくこれの私は四、五倍の土地が、現在も農地で課税されているということがあろうかと思えます。今までそういう形でやられてきてもされてないというのは、ここで私は指摘をしたわけですけども、今後どのようにここを解消される予定でございます。

○**議長（西岡照夫）** 税務課長。

○**税務課長（山田恭輔）** 固定資産税の納税通知書を送る前に、縦覧期間といったような期間を設けております。そちらにつきましては、現年度の課税前に課税をさせていただいた御自身の土地や家屋などの状況を確認をできるといったこと。それと、納税通知書には、一緒に付随をいたしまして課税明細をお送りをさせていただいております。

そういった機会なども御利用いただき、現況と課税地目が合っていない方につきましては、そういった御指摘や御申告をいただきまして、訂正などもしていきたいというふうに思っておりますし、今後はそういったことを広報や文書などで市民の皆様にも周知を図っていきたいというふうに考えております。

○**議長（西岡照夫）** 手を挙げてください。6番西川潔議員。

○**6番（西川 潔）** そういう形でやることも必要でしょうが、南国市はこれぐらいの自治体ですので、職員も行政を税行政だけでなく、やっぱり総合的に見ていく、見らすっていうか、

非常にその管理職なり所属長、それから係長、課長補佐の果たす役割はそういうところに目を向けらすっていうのも大事な、総合的に見らすってことは非常に大事なことでして。これをどうしていくのかと言うたときに、地籍調査をやられているところなんかは一番やりやすい方法だと思うんです。

それから、そういう言われたら送ること、それから現在農林水産課でやられてます、昔の転作事業であります経営所得安定対策っていうふうに名前変わっていると思うんですが、そこでも山の農地で四方竹が大変植えられた地域がありますけども、これなんかについてももともと野菜だというようなことでやられてきたものが、一昨年からそういうこの水田としての取り扱いをしなくなったというようなことも含めて、農林水産課や農業委員会、地籍調査、あらゆる引き出しがあるわけですから、そういうものを見て、確かにその課長が言われるようにきちっとした鑑定士にとかいう話もあるわけですから、あわせてそういう行政の中でどういうことがやられているのか、そのこととの矛盾がない形、農済も含めて、やっぱりそういうほうに職員を芽を育ててあげるといようなことをやはりしていただいて、解消にも努めていただきたいというふうに思います。

また、このことを、非常に納税者からとったら一円でも高い税金払いゆうというのは嫌なことですけども、そういう方法でやらないとこれに大きな投資をして、人員を大きく入れて現地調査をしてやるじゃいうようなことは到底、どういいますか、事務効率といいますか、合わないわけでございますので、その辺は。私も山の出身でございますのでさまざまなやり方があるし、山に行って、幼木というかヒノキの生えている山っていうのは里山で、もともと農地にはなってないところなんです。ところが、ここ二、三十年に杉林になっているっていうところは、ほとんどが農地だったところというふうに考えてもいいわけで、公図なり航空写真持っていたときに、そこな辺の地域にある田、農地いうのは山林になっているというふうにやってもいいし、それから非常に細かな個人の財産でございまして、多少クリを植えたりしながら農地という位置づけでの保有をしたいという方も私いらっしゃると思うんです。農家資格との兼ね合いもございまして、その辺も決めつけはせずにやる方法はいろいろございまして、ぜひこの解消部分に努めていただきたい、いうふうに思います。

次にまだ山林の評価等もあるわけですがけれども、少し時間が迫ってまいるとまたの機会にさせていただきたいと思います。

次に、3番目の市街化調整区域の開発許可について質問をいたします。

この南国市の創生、南国市の振興を大変阻害していた一大要因に、南国市の調整区域の開発

がなかなかできない、広域都市計画内に入っていたのでなかなか企業誘致の土地、また個人の住宅、自由に建てれないということで大変阻害をしてきたということで。やはりそれぞれの南国市の昔あった地域が、それぞれそこで生活ができるような、学校単位ぐらいですね、そこを活性化するためには、やはり一定家が建つような方策をしなきゃいけないんじゃないのかいうようなことを私も何回か議会で言いましたし。昨年9月でしたか、ちょうど開発の許可についても質問をいたしたところでございますが、その中でその後かなり精力的にやっていただいて、市民や議員、またパブリックコメントもとるなどして、大変これはこれから私たちの住む地域もよくなるというふうには思っておりますが。その後この規制緩和についてですけども、計画どおりに進んでいるのか、まずお伺いいたします。

○議長（西岡照夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 現在、5月に公表いたしました開発許可基本方針（案）につきましては、公表後、県と現在もまだ協議調整を行っているところでございます。昨年の28年8月ぐらいから策定作業を開始をいたしまして、今回のこの基本方針（案）というのは、本市の既存集落の維持等に係る施策として、新立地基準を策定するという大きな方向性では県とも共有できており、庁内の関係各課と調整を行いながら、県の区域マスタープランであるとか、それから本市の都市計画マスタープラン、それから国の開発許可、制度運用指針というのとも整合性を図ってきたところでございます。

しかし、今回、案を5月に公表いたしまして、より詳細な用途であるとか、範囲、要件を公表いたしましたところ、国の指針とか高知広域の観点からの考え方につきまして、国、県との隔たりがございまして、現在もこのことにつきまして県と協議、調整を現在行っておるところでございます。

○議長（西岡照夫） 6番西川潔議員。

○6番（西川 潔） その協議の内容について少しお聞きをいたしますが。これも先日いただきましたこの立地基準とかそのエリアとか要件というようなものの一覧表いただいておりますが、これに基づいて、その1件ごとと4件ほど規制緩和の要件、別にまとめたものがございまして、これについてお聞きしますが。まず集落拠点周辺エリア、これについて戸建て住宅とか開発区域3,000メートル未満の宅地分譲、建て売り住宅延べ床面積600平米以内、このようなものの商業圏についても活かすよと、建てることのできるよというようなことでの説明でございましたが、ここについてはどのように協議が進んでおられますか。

○議長（西岡照夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 集落拠点周辺エリアにつきましては、主に建築できる建物の用途と土地の要件の絞り込みについて協議をしております。

建物用途につきましては、当初先ほど西川議員様がおっしゃられましたとおり、戸建て住宅、それから宅地分譲及び建て売り分譲住宅、そして小売業、飲食業に該当する店舗とこの3つの用途の立地を考えておりましたですけれども、現時点ではそのうち宅地分譲及び建て売り分譲住宅につきましては、建物の用途から除外するというので、現在、県と協議、調整をしております。

また、戸建て住宅につきましては、当初は農地を活用していくというふうな考えでございましたけれども、現時点では宅地及び雑種地に限るということで協議、調整を行っております。

以上です。

○議長（西岡照夫） 6番西川潔議員。

○6番（西川 潔） 説明によりますと、現時点では宅地分譲及び建て売り分譲住宅はだめだと、このように理解をいたしました。また、戸建て住宅についても農地はだめで現在の雑種地か宅地ならまあ、それで協議をしているということですが。これも実質的には戸建て住宅に農地含めて一定のエリア内はいくよというようなことでの話でございましたが、だめだというようなことで理解をいたしましたし、また宅地及び雑種地についてもいつの時点で宅地、雑種地ならこの条例化ができるかいうところもお聞きをいたします。

○議長（西岡照夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 土地の要件につきましては、現在、宅地及び雑種地に限るということで協議しておりますけれども、その地目が平成29年1月1日現在の登記日を基準に宅地、雑種であれば可能というふうなことで協議を行っております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 6番西川潔議員。

○6番（西川 潔） 続いて、高知大学の医学部周辺エリア。これは、大変規制緩和で、来年の条例化を待たずに、もう現在も県との協議でいけるというようなことになっておりますが。ここな部分でも戸建て住宅、それから宿泊施設、居酒屋、幾つかのものを条例化して建築ができるような形にしていくということでの話でございましたが、高知大学の医学部周辺エリアではどのような協議で進んでおられますか。

○議長（西岡照夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 高知大学医学部周辺エリアにつきましては、主に建物の用途の

絞り込みと段階施行について協議をしております。建物の用途といたしまして、戸建て住宅、共同住宅及び長屋住宅、それと宿泊施設、居酒屋と宅地分譲及び建て売り分譲住宅、小売業、飲食業に該当する店舗、この6つの建物の用途と立地基準の条例化というのを当初は考えておりました。

現時点でございますけれども、この6つの用途のうち、やはりここも宅地分譲及び建て売り分譲住宅については用途から除外すると。そして、戸建て住宅、共同住宅及び長屋住宅、宿泊施設、それと居酒屋等のこの4つの建物の用途につきましては、立地基準を条例化するのではなく、現在あります高知県開発審査会提案基準23号での運用とすることと。それから小売業、飲食業に該当する店舗については、これまでの23号の提案基準にございませんでしたので、これにつきましては、新たに高知県開発審査会提案基準23号に追加すると。そのうち延べ床が3,000平方メートル以上の店舗につきましては、高知県開発審査会の一件審査とするということで、現在、協議・調整を図っております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 6番西川潔議員。

○6番（西川 潔） 高知大学の医学部周辺エリアでも、現時点では宅地分譲及び建て売り分譲住宅はだめだと、建物の用途から除外をするということですから、そのような理解をいたしました。また、戸建て住宅とか共同住宅、宿泊施設、このようなものや小売業、飲食業については、現行と変わらないというふうにお聞きをいたしました。

3つ目の空き家の活用についてはどうでしょう。

○議長（西岡照夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 空き家の活用についてでございますが、こちらにつきましてはおおむね理解を得ておまして、空き家が合法的な建築物で10年以上適正に使用されていたなど一定の基準を満たせば、第三者が空き家購入後の建てかえや耐震性が確保できていれば賃貸物件等への用途変更も可能とすることで協議・調整をしております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 6番西川潔議員。

○6番（西川 潔） 続きまして、国道の沿道、または市街化区域の建設エリアということで、55号線、それから東道路、あけぼの道路、100メートルというところについての規制緩和をしたいということでしたが、ここについてはどのような状態でございますか。

○議長（西岡照夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 国道沿道及び市街化区域近接エリアにつきましては、ここでは主にエリアの絞り込みと段階施行について協議を現在いたしております。製造業、運輸業、卸売業の3つの用途につきましては、当初は特定エリアを、先ほども西川議員さんがおっしゃられましたとおり、国道32号、55号、195号の道路境界から100メートル、及びとさでん交通小籠通駅から半径500メートル内ということを考えておりましたですけれども、現時点では南国市内に3つありますインターチェンジ付近の半径1キロメートルの区域で、ただしなんこく南インターチェンジと高知龍馬空港インターチェンジにつきましては、かつ国道道路境界から100メートルの範囲とするということと、それからこれも当初は条例化ということを目指しておったんですけれども、これも条例化ではなくて、同じく高知県開発審査会提案基準23号での運用とするということで、現在、協議しております。

また、市内及び市外の自己業務用建築物の津波浸水予測区域からの移転につきましても、こちらも当初条例化を目指しておったんですけれども、現時点では高知県開発審査会の一件審査とすることで協議・調整をしております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 6番西川潔議員。

○6番（西川 潔） 規制緩和で4つの立地基準いうところで説明を受けましたが、実際言っで大変落胆をいたしております。

お聞きしたところでは、まだこれから県との協議、国との協議が残っているということですが、おおむねこの中で示されたものの中では、空き家の活用についてのみ希望があるかなど。ほかのところについては、現行の開発審査会ですか、このようなものが従来どおり必要だというように。市長も先ほどでも、この規制緩和については市の4大目標というようなことで抱負を述べられました。この規制緩和について、市民や議員にパブリックコメントいただくまで説明をして回ったわけですが、何か子供が裏をとらずに思いつきを持ってきたのかと。もう少し、どういいますか、国や県の動向、考え方をきちっとまとめて市民説明をすべきじゃなかったのかと思うんですが、その辺のいきさつっていうか経過も説明をしていただきたいと思えます。

○議長（西岡照夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 平成28年の6月議会で、橋詰前市長が開発行為の許可等について高知県から権限移譲を受けるということを表明いたしましてから、本市の政策に合ったまちづくりができますよう、市街化調整区域の開発許可基本方針（案）を策定作業に入らしていた

できました。

また、ちょうどその同じころ、高知県から特定エリアにおける各市町のまちづくりに沿った建築物の立地の実現に向けて、抜本的な規制緩和を行いたいというふうな御提案があるとともに、本市の権限移譲に関しまして、人事交流を含め本市のまちづくりを支援していきたいとの話もございまして。平成29年3月運用を開始いたしました高知県開発審査会提案基準第23号、これは先ほども少し触れましたですが、高知大学医学部の岡豊キャンパス周辺、まちづくり検討会の要望に基づいた建物の立地を可能とするというものでございますけれども、この規制緩和の際にも県に積極的にかかわっていただきまして、協議・調整してきた経緯がございます。

また、権限移譲を受けるということを受けまして、既に権限移譲を受けております他市等の視察も行いまして、他市の事例も参考にさせていただき、実際に本市のように開発許可の基本方針案を同じような立地基準で運用している市町がございましたので。このような結果から今回公表した開発許可基本方針（案）っていうのは県の提案した抜本的な規制緩和の範囲内であると、本市においても運用可能であるというふうに判断をいたしまして、県にも御理解をいただける内容であるというふうにご考えまして、公表に至ったところでございます。

しかしながら、国の開発許可制度運用指針の技術的助言であるとか、あるいは他市町とのバランスなど高知広域との観点からの考えについて、国、県との隔たりがございまして、現在のようない結果になってございます。しかし、これはこれで終わりということではなく、始まりの一步であるというふうにご考えてございまして、この一步はこれまでに比べると非常に大きな一步であると考えております。市街化調整区域の立地基準につきましては、これまでと大きく変わる内容になってると考えておりますので、今後も本市の独自の施策に合ったまちづくりの実現に向けて、開発審査会の実現を積みつつ、立地基準の条例化など立地基準の検討を積極的に取り組んでまいりたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫） 6番西川潔議員。

○6番（西川 潔） お話から聞くと、また推察にもなるわけですが、県のほうはそれなりの理解を得てやってきたが、国のほうが開発許可基準とかなり差があるので、ここの部分については条例化は難しいと、このように私は受け取りました。

私思うんです、国というのは全国をやはり見ているかなと。大都市近郊の埼玉だとか同じ都市部の農村地帯と高知県の南国市、置かれるところは随分置かれた条件が違うっていうことで、

恐らくそういうことを認め始めると、私の推測ですよ、全国的にもそういうものを認めざるを得ないので、やはりそこが壁になったのかなと思いますし。先ほども言いましたけれども、市民や議員にも説明があったわけですが、そのときにはかなりしっかりしたものを持っていかないと、これは本当に市は何をやっているのだということになるわけですし、はっきりこれになったわけですし。これからいろいろなことがあろうかと、まだまだ余地もあるというようなことでもございましたが、議員も含めてやる必要があったらやる。また、このことについては、議会終了後にもまた説明があるやのようなことも聞いておりますので、またそのときにも意見も言わせていただきたいと思いますと思うんですが。

一つ腑に落ちないのは、昨年その高知県の開発審査会の提案基準第23号ですかね、市が設定したエリアは前市長が高知大学医学部おおむね2キロ以内ということで、その提案基準で23号でいくというようなことがありましたが、そのときに高知市とか他市はすぐに、南国市はこの医大周辺のおおむね2キロをやったときに、そのとき既に高速道路のその周辺をこの提案型でできるようにしてますね。これは伊野、ちょっと私読み方があれですけども、控えたところもわからんりましたけども、インターの先のあの幾つかの、伊野から向こうへ行った周辺、全てこの提案基準で開発がいくんだということに、県がネットへ載せてますね、これを。

そこで、頑張ってもらわないかんのが、国道及び市街化区域建設エリアの中で、南国市と国と県が協議をした中で、インターチェンジ付近半径1キロの区域ってやってますかこれ、1キロでいくに500メートルで今協議しちゃうわけじゃないですか。1キロでほかの高速道路の周りにはやってるんです。南国市もとさでん交通通りから半径500メートルとかいうようなところをって、それから南国のインターはこれはこれで条例化、開発提案でいくということですか。ちょっと私わからん。だから、とにかくそこな範囲は1キロなんですか、500メートルなんですか。ちょっとそれをまずお聞きします。

○議長（西岡照夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） これは、インターチェンジ付近から半径1キロ圏内ということで、高知自動車道の南国インターチェンジですと、入り口付近を中心に半径1キロメートル以内は開発はオーケーですよということでございます。

○議長（西岡照夫） 6番西川潔議員。

○6番（西川 潔） 私、聞く中で誤解をいたしておりまして、もう既に伊野とかほかのインターチェンジの周りは、2キロじゃない1キロやとやっぱり思いますが、同じでないと南国が500メートルで半分しかないなっていうふうに受けましたので、ちょっとそこら辺は私の理解

不足でございました。

この件について大変私きょうは落胆をいたしましたし、また今度の説明会の際にも、いろいろ意見も言わさしていただいて、また一緒に取り組むべきところは取り組んで議員もいかなければと思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

最後でございますけれども、国保の広域化について質問をいたします。

先月の27日に高新の朝刊で、来年4月には国民健康保険の運営主体が市町村から都道府県に移る制度変更に伴い、国保の国保料の支払いっていうものが県下統一ではないというようなことが報道され、また27日には報道されませんでした。9月1日の高新に矢継ぎ早にそのようなことが報道されたわけですが。そのときに、南国市も含めて高知県の自治体からのこの広域化についての加入者保険料の問題についてアンケートをとったということでございましたが、南国市はこのアンケートにどのような、国保料が上がるのかというようなアンケートだと思いますけれども、どのような回答をしたのか。上がるなら上がる、下がるなら下がるいう、その理由も含めて説明をしていただきたいと思っております。

○議長（西岡照夫） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） 南国市にはアンケート、取材等はなかったと記憶しております。記事の中には、国の財政支援の配分が決まっていないため、全国的にも半数近くの自治体が保険料の変化はわからないと回答とありましたように、南国市におきましても現段階ではまだわからないというのが実情でございます。

今後、県が市町村に示す納付金について注視をしながら対応を行ってまいります。

○議長（西岡照夫） 6番西川潔議員。

○6番（西川 潔） この新聞には34市町村全てに調査をしたと。しかし、無回答であったところも9市町村あるというふうに書いてございますが、南国市にはなかったということでございます。

それはそれでいいんですが、私は医療機関で受ける診療とか支払い医療費、薬代等は県域どこの市町村の者が受けると料金は同じです。こういうところから考えましても、支払う加入者保険料も私は統一が望ましい。そのための広域化ではないのかいうふうに思うんですが。県が統一をしない方針、理由いうのを新聞にも多少書いてございましたが、実際のところの理由というようなものも、その理由、統一しない理由ということもお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（西岡照夫） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） 議員おっしゃるとおりでして、将来的には統一という方向で進んで

いるということになります。記事にも全国的には半数近い自治体が将来統一する方向で検討しているとありましたが、高知県では、各自治体の医療費指数が自治体間でかなり開きがありますこと、また一般会計から政策的に繰り入れを行ってきた市町村もございますので、現段階で統一することは難しいのではないかとということで、当面は統一せずに段階的に各自治体の赤字の解消、急激な保険料の上昇に対する緩和措置などを進めることにしております。

○議長（西岡照夫） 6番西川潔議員。

○6番（西川 潔） 加入者の保険料の件でございますが、県のほうから南国市の割り当て分が来るということで、その分を南国市はどのように加入者の中で負担をするかと、このようなことになろうかと思えます。

その際に、南国市はそろそろ資産割についてどうするのか。また、あの私、前回からも酸っぱく言ってますが、広域化したときには、資産税割を続けるなら他市に持った資産税いうものをどのように保険料に反映していくのか。これをしないと、なかなか均衡がとれる、加入者の中での負担感というものに均衡性がないいうふうにも思うんですが。その辺が県の会議などのときに、現行法の中では、他市の資産税については、その部分については入れないということがうたわれてるわけでございますけれども、マイナンバーもでき、やり方としてはあると思う。特に、南国市は高知市と隣接してますし、大きな資産を持っている方は高知市に土地を持って方々や、高知市から越してこられた方もおいでますし、高知市に土地を持っておられる方たくさん、特に私の住んでる岡豊にはたくさんそういう方がおまして。南国市だけの資産税割をしていくというのは均衡のとれたものにはならないと思うんですが、その辺は県の中での話ではどのようなことになっているのか。南国市からもその問題点について話を出したのか、お伺いをいたします。

○議長（西岡照夫） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） 県内の市町村、これまでほとんどの市町村で所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で国保税を決定してきたところでございますけれども、今後の国保税の統一化ということに向けて、高知県といたしまして、市町村の納付金の算定については所得割、均等割、平等割の3方式を基本とするという流れになっております。

これまでも、議員おっしゃいましたとおり、資産割については市内に保有する資産は算定対象になるけれども、市外に保有する資産が対象でないというようなこともございました。今後、平成29年度課税の数値をもとに、他市町村の動向も見ながら慎重に検討してまいるのでございますけれども、このような状況でございますので、県と市の検討協議会の中で、資産割算定

のために県内の他市町村の税情報を問い合わせるということは、少し提案として出すのは難しいというような流れでございました。マイナンバーの利用についてもお話がございましたが、マイナンバーの利用につきましては番号法で細かく定められておりまして、国保税の算定のために固定資産を調査するということは今のところ認められておりませんし、個人がどの市町村に資産を持っているかについて、自治体職員がこのナンバーを利用して確認することはできないという仕組みになっております。

そのため、市外の資産を把握することができないという現状を変えるということは、少し難しい状況になっております。

○議長（西岡照夫） 西川議員の持ち時間は4分足らずでございますので、簡潔な質問をお願いします。

6番西川潔議員。

○6番（西川 潔） 現行法ではそうなっているし、先ほどの課長のその資産割についてマイナンバーの話も出るんですが、市長として、このようなことは市長会においても当然私は資産税を続けていくなら事になるかと思えますし、前市長は資産税割はそろそろというような話もございました。平山市長はこのことについてどのように思われるのか、やっていくような方向を、私、資産税がいいとか悪いとか、逆に、資産税は、負担感からいうと均衡がとれるようなものではないのかなというふうにも近ごろ考えてもおります。しかし、市外の資産をそういうものに反映をしないというのは、不均衡があるというふうに思いますし、またそのこともお答えいただきたいんですが。

私も酸っぱく言ってるんですが、国保の加入者というのは、保険料がどんなふうに決まるのか、資産割がどうなるのか、さまざまなことを自分たちがなかなか声を出して言ういうところには至らないんです。というのは、決まったものが、言うたら新聞や広報で知らされてくると。ほんで、どのように決めたのかっていうと審議会で決めたっていう話になるわけです。審議会っていうのは広域の議会も同じなんですが、私たち議員が言おうとしても、広域で決まったよって言われたら何か言われなないなみたいなことになるわけですし。非常にこの審議会は医師会や一般市民やいろんな方がおられて、皆の意見を聞いたよっていうことになるけどもなかなかそこまでは行き着かない。要は、どんなふうな理由でこんなふうになっているっていう情報をより細かく早く広報、いろんな機会を通じて市民に知らす、このことが理解をしてもらえる最大の私は要因だというふうに思うんです。そのことなしに、このまま行って南国市の審議会で保険料はこうなりましたっていうような形ではなしに、少しでも早く方向性を、こんなふうに

なりそうなでもいいんです。やっぱり知らしていくっていう、これが一番大事なことで、理解をしてもらうことだと思いますので、よろしくお願ひしたい。

私の質問は以上でございますが、答弁お願ひいたします。

○議長（西岡照夫） 市長。

○市長（平山耕三） 4方式、3方式の私の意見ということでございます。

4方式、資産割が入った計算の方法というのは、先ほどおっしゃったとおり資産税自体が二重課税じゃないかというようなところもありますし、市外の資産については把握しないといひますか、計算に入れないということで、そこらあたり公平性が欠けるのではないかというような問題があります。ですので、昔は資産が財を生むというそういう価値観で資産割というのが入ってきたのかなとは思いますが、時代が変わってもまいりまして、今や、やはり3方式を基本とすべきではないかと。県の考え方は、市町村への負担金を計算するに3方式をベースに計算しているところです。

けどその決まった負担金は、各市町村でまたどういふふうにするかは決めるようになるわけですので、そのあたりで今までの4方式を3方式に極端に変えてしまうと、個人によって物すごく上下する幅のある課税に突然変わってしまいます。ですので、そのあたりの取り扱ひをどうすべきかっていうことをやはり、負担感が上がる人には負担感が少ない方法はどうするかとか、そういったことをやはり審議会の中で考えていただきたいなというふうにも思うところでは。

方法論としては考える方法はあるのかなと思いますが、方向性としては3方式でいくのが、これから先はいいのではないかというふうに思っています。

以上です。

○議長（西岡照夫） 6番西川潔議員。

○6番（西川 潔） もう終わりと言いましたけれども、国保っていうものが非常に、これからの高齢化もどんどん進んでいって非常に大切な、本当に保険のセーフティーネット、最後の保険でございますので、これをいかに継続さしていくかという観点も含めて、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

どうもありがとうございました。

＊

○議長（西岡照夫） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明13日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時 延会